

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

体調不良児対応型の病児保育事業における要件の緩和

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

体調不良児対応型の病児保育事業においては、看護師等を1名以上配置することが要件であり、看護師等は体調不良児への対応のほか、施設及び児童全体の日常的な保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うこととされているが、次の要件緩和を求める。

- ①病児対応、病後児対応型と同様に近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の配置を要件としない。
- ②本事業における看護師等の役割については、体調不良児への対応に特化する。

具体的な支障事例

利用児童の有無にかかわらず看護師等の配置が必須のため体調不良児対応型を実施する施設数の拡大が進まない。

H27の地方からの提案等に関する対応方針により、病児保育事業については、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば職員の常駐を要件としないなど柔軟な対応が可能であることが明確化されたものの、体調不良児対応型については適用されていない。

また、実施要綱上、体調不良児対応型を担当する看護師等に施設及び児童全体の日常的な保健対応等の役割が課せられているが、本役割は体調不良児対応型の実施如何に関わらず必要なことであり、病児保育事業未実施施設においても保育士が行っていることから、本事業の実施要件として定めることは不要と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所等において体調不良児への病児保育を実施していることは保護者の安心感につながることから、実施施設数の拡大によって、より多くの家庭に子育てへの安心感を持ってもらえる。

また、看護師等の保育所等への常駐を要件としないことで、域内の限られた看護人材を有効に活用できる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、福島県、佐倉市、新潟市、長野県、犬山市、徳島県、宇和島市

○看護師の常駐については、子どもの体調の急変に備える面では必要と考えるが、一方で常駐をしていなくても可とすることで、本事業の活用は増えると想定される。ただし、常駐を要件としない場合は、保育園での勤務を

希望する看護師の雇用を促進できない面も想定される。そのため、常駐しない場合の補助額は、常駐よりも低く設定するなどの差別化は必要と考える。

○現在、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、保育所における看護職の配置が必須項目ではない社会背景があります。一方で、医療的ケア児の保育所入所が少しずつ増加しているように、医療的ケアまでではないものの、身体上の慢性疾患等への配慮が必要な入所児童が増えている状況があります。乳幼児が保育所を日々利用するなかで、体調不良となることは日常的なことであり、看護職が配置されていない保育所であっても、担任保育士や保育所事務職員が体調不良児への対応を行うことは恒常的な状況となっております。体調不良児への対応へ特化した看護職を求めずとも、看護職の保育所配置が進むことで、体調不良児への対応は十分に対応できるものと考えます。要件緩和により、保育所への看護職配置について、各施設が努力しやすくなります。また、社会的に、保育所における看護職配置の意義について容認されることで、看護職も保育所へ集まりやすくなり、保護者も安心して保育所に子どもを預けることができ、配慮が必要な子どもが増加しているなか保育士も安心して保育対応が行えます。

○県内の市町村からも看護師の確保が困難という意見がある。

各府省からの第1次回答

体調不良児対応型において同一施設内に看護師を常駐することとしているのは、医師に受診させた後、保護者とあらかじめ協議をした上で受け入れ・訪問の決定を行う病児・病後児対応型と異なり、児童全体の日常的な健康管理・衛生管理等の保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うとともに、児童が保育中に発熱するなど体調不良となった場合においては、直ちに児童の症状などに気づき・確認をし、緊急的な対応を行うことができるようにするなど、安心・安全な体制を確保するためである。体調不良児の発生について予見することは困難であり、初期対応の遅れによって児童の生命・身体に危険が生じる可能性もあることから、同一施設内に看護師を常駐させることなく、本事業の実施をすることは困難と考える。また、平時における児童全体の日常的な保健対応についても、専門職である看護師によらず、保育士がその役割を担うことは適切でない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一次回答では「体調不良児の発生の予見は困難」とされているが、保育所においては、児童の健康・安全を守るための日常的な保健対応として、各クラスの担任保育士が、登所時における保護者からの健康状態の聞き取りや、検温等による子どもの健康状態の観察や記録、保護者からの依頼に基づく医師の処方による与薬などを行い、個々の通常の健康・様子を把握し、細やかに健康状態を確認しており、体調不良児の発生に一早く気付くよう、全体で目を配っている。

このような中、体調不良児を把握した場合には、まず保護者に連絡を取り、児童の状態を伝え、迎えに来るまでの間の対応を確認し、全身状態・呼吸状態・脱水症状・体温等の経過観察を行い、必要に応じ嘱託医や子どものかかりつけ医に相談しながら対応している。

上記は、看護師の常駐の有無にかかわらず、保育士全員が厚生労働省が示す保育所保育指針に基づき適切に行っているところである。

体調不良児対応型病児保育事業において、専門職である看護師が常駐することは望ましいと考えるが、看護師の確保は非常に厳しい状況にある。

こうしたことから、病児・病後児対応型と同様に、近隣病院等と連携し、体調不良児への対応のみを役割とする看護師の駆け付けが例外的に認められれば、看護師の常駐が困難な保育所であっても、体調不良児発生時に、専門知識を活かした、より適切な対応が可能となり、質の高い保育サービスが確保され、保護者の安心につながるものとするため、体調不良児対応型についても駆け付け要件が認められるよう検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

病児保育事業における看護師等の配置人数については、地方分権推進特別委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、地方が自主的に判断して事業実施できるよう、省令の改正等の措置を講じるべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○病児・病後児対応型病児保育事業については、現行の職員配置要件の緩和措置によってもなお事業の実施が困難である地域が存在するという実態を踏まえ、地域の実情に応じて事業を行えるよう、更なる職員配置要件の緩和を検討いただきたい。

○体調不良児対応型病児保育事業については、看護師等の駆け付けによる対応を認めることにより事業の拡大を図り、事業者と利用者の双方にとって安心できる保育環境の整備を進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援交付金における病児保育事業体調不良児対応型の実施要件は、児童全体の日常的な健康管理・衛生管理等の保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うとともに、児童が保育中に発熱するなど体調不良となった場合においては、直ちに児童の症状などに気づき・確認をし、緊急的な対応を行うことができるようにするなど、安心・安全な体制を確保することを目的としており、そのための費用を補助しているものである。

看護師が常駐せず、提携している医療機関等から直ちに駆けつける体制が確保されることで本事業の目的を達成できるとの指摘もなされているが、体調不良児の発生について予見することは困難であり、あらかじめ医師の受診及び保護者との協議を行った上で、病気の子どもの受入れを決定し、看護師等の必要な体制を確保することができる病児・病後児対応型とは本質的に事業の性質が異なることから、常駐としないで本事業を実施することは事業目的を果たせないと考えている。

また、本事業では、専門職である看護師による日常的な保健対応を行うため、看護師を常駐とし、そのための費用を補助しているものである。

なお、子ども・子育て支援交付金による補助によらない場合には、自治体独自の基準により病児保育事業を実施することは可能である。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(2) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(iii) 病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

新潟市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県

○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であるとする。保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。

以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。）

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。

また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。

このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○①新規申請の場合、審査会后、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差（2週間以上）があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。

②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1～2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。

上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給

者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な事務負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知）等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(3) 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。

具体的な支障事例

保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。

本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しやすくなり、地域の保育定員の増加につながる。
施設改修時においても、施設設置者の負担軽減と子供たちの健やかな成長を守ることができる。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市

○施設改修時に隣接地等がないため、仮設園舎と園庭面積を確保できる用地を探す必要が出ており、改修時の基準緩和が必要である。

○既存の民間保育所が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望したが、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられるべき園庭面積が幼保連携型認定こども園の認可基準に対して不足していたため、保育所型認定こども園に移行した事例がある。

○本市においては、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合において、園庭に関する基準を満たすことができず保育所型認定こども園を選択せざるを得ないケースが生じている。

○市街地の幼保連携型認定こども園について、老朽化のため近隣地への移転を検討しているが、園舎と同一

敷地内または隣接する位置への園庭の設置が原則とされているものの、市街地ということもあり、園庭の面積も含めた土地の確保が難しい。

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向け、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入出りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。

一方で、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。

しかしながら、藤枝市のご提案は、移行特例の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積のみならず満3～5歳児に係る園庭の面積についても、さらには、新設の場合の園庭の面積についても、基準を見直し、園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるようにすることを求めているものである。

園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和することとは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねず、要件緩和により幼児教育としての質の確保を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案を採用することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、幼児教育と保育を一体的かつ総合的に行う施設として、積極的に幼稚園の認定こども園化に取り組んでいる。

本市の提案は、保護者の仕事と育児の両立支援による待機児童ゼロの維持に向けた幼保連携型認定こども園への移行促進を図るために、付近の公園等も園庭とみなすことを求めるものであるが、園庭の教育的役割の重要性については、本市も十分に理解しているところである。

幼保連携型認定こども園は、幼児教育としての機能に加え保育所機能も有する施設であり、同一の敷地内にある園庭と公園等を、子どもの年齢や教育・保育の目的に合わせて併用して活用することは、幼児教育と保育の一体的推進を促すものであると考えている。

また、公園等においても遊びを通じた学びは可能であり、徒歩圏内の公園への移動が学びに支障を及ぼすことはないとする。更には、地域住民との交流による学びなど2次的な教育効果も期待できるため、安全性等が担保されれば、公園等も教育的役割は十分果たせるものと認識している。

なお、本市の一部の保育所では、付近の公園等を屋外遊戯場とみなして認可されている園もあり、そのような状況においても子ども達はのびのびと活動しており、幼児教育・保育の質も十分に確保されていると認識している。

本市の提案は、移行特例の見直しにとどまるものではないが、移行特例の条件（満2歳の園児に係る園庭の面積に限り算入が可能）は限定的であり、幼稚園から同じ定員で移行する場合、園舎面積が拡張し園庭面積が減るなど移行に支障が生じるため、園庭の面積参入に関して、少なくとも移行の際不足する面積については、公園等も参入することができるよう求めるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 園庭は園舎と一体的に設置され、かつ現行の面積基準を満たすものでなければならないという理由について、合理的な説明をいただきたい。
- 近隣の公園等代替地も含めて必要な園庭の面積が確保されれば質の確保は可能ではないか。現在の園庭の基準について柔軟な運用を検討いただきたい。
- 幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際に、新たな施設の整備等に伴い園庭の拡張が必要になる場合もあるが、特に市街地など土地の確保が困難な地域においては対応が難しいことから、園庭の基準を緩和すべきではないか。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向け、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室から自由に入出りできるよう、園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。仮に園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所を園庭の代替地とした場合は、物理的に上述のような教育機能を担保することが困難となり、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねない。このように、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が幼児教育の根本に関わる重要な意味を持っていることを御理解いただきたい。

また、園庭の設置・面積については、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に存する建物の屋上についても、地上の園庭と同様の環境が確保されているなど一定の要件を満たした場合には、園庭としての必要面積に算入することができるほか、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。提案団体によれば、移行を計画している施設については、園舎・設備及び園庭並びに定員設定等の整備計画の詳細はまだ決まっておらず、現段階では不足する見込み面積を算出することは難しい状況ということだが、まずはこうした制度を活用しつつ、園庭面積を確保可能な園舎の設計・設置（既存園舎の活用を含む）や、確保できる面積に応じた年齢ごとの定員設定等を検討していただきたい。

一方で、御意見を踏まえ、提案団体のケースのように、幼保連携型認定こども園への移行の際の園舎建て替え時期に一時的に園庭に関する基準を満たさない状況が生じた場合に、幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障がない範囲において基準の柔軟な取り扱いが可能かどうか検討を行ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）
(ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）のうち園庭面積に係る基準（同令6条7項）については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴う園舎の建替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
(関係府省：文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。

また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。

具体的な支障事例

研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で集合研修の開催が見送られ、保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。施設からも保育士が研修を最大 60 時間受講することは負担が非常に大きいこと、代替職員の手配が大変であるといった要望が寄せられている。

園内研修及び免許状更新講習が処遇改善加算Ⅱに係る研修であることを都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となる。令和元年6月24日付け通知で園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修など様々な研修が加算要件になることが示されたことで、今後、園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修それぞれの受講地が都道府県域を超えることが想定されるため、他県等で受講した研修の内容を加算要件に該当するか確認することや研修の取扱いを自治体間で調整することについても事務負担が生じる。

また、文科省等の補助等を受け、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等を実施する機関もあり、各自治体で内容の確認、該当認定を行うことで、認定結果に差異が生じないよう、他県等での認定状況について、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所、認定こども園等の職員が研修を受講しやすくなり、計画的な研修の受講が行える。また都道府県における事務負担が減り、当該事業の効率的な実施が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン2・3(1)、3(3)、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、川越市、川口市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、兵庫県、鳥取県、松江市、徳島県、愛媛県、松山市、久留米市、大分県、宮崎県

○当県においても、新型コロナウイルスの影響により、今年度は実施体制が縮小され、受講者も例年より限定される見通しである。今後、感染防止対策を講じた上での通常保育は保育従事者の負担も増え、研修受講自体も大きな負担となってくる。

キャリアアップ受講申込前の、園内研修実施による研修受講免除の確認、加算認定時の免許状更新講習の受講確認など、行政サイドも膨大な事務負担となってくる。

園内研修によるキャリアアップ研修の一部が受講免除となることは、研修実施主体の立場からは各分野15時間を想定した一連の研修構成からも問題があると感じる。

処遇改善加算を前提とした研修等の受講要件そのものを見直さなければ、研修の実施主体及び保育従事者にとって大きな負担となってくる。

○現在、当該加算に関して経過措置となっているキャリアアップ研修等の修了について、修了が必須化となる2022年度に向けて、1分野15時間以上の研修修了が施設、事業所に大きく負担となることが想定される。例えば10年に1度の受講が必要な幼稚園教諭更新講習でも30時間であり15時間以上は保育士にとってかなりの負担となり、保育士不足の中、研修受講中の代替保育士の配置の負担が大きく研修時間の確保が困難であると考えられる。

○当市でも、令和4年度の研修必須化に向けて、保育士等が最大60時間研修に参加することは現実難しいとの意見が寄せられている。新型コロナウイルスの影響や、全国的な保育士不足などを踏まえ、必須化時期に延長及び研修受講に準じた方策を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件の取扱いについては、県及び他市と同じような取扱いで、確認作業が行えるよう準備している。新型コロナウイルスの影響で、研修要件の主となるキャリアアップ研修の実施が停滞しており、今後の開催も予定どおりに実施できるか懸念され、2022年度からの研修要件の必須化は、延期されるべきである。

○処遇改善等加算Ⅱにおける研修要件について、新型コロナウイルスの影響で受講の促進が図れないこと、また、平時の受講状況等を鑑みても研修の定員超過等により研修受講を希望する全ての職員が受講できていない事例が多数報告されている。これらを考慮し、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化等の検討を求める。

また、都道府県、中核市等において園内研修等の確認事務を行うにあたって、現時点で明確な研修内容の取扱等が示されておらず、認定基準が各自治体によって相違がでる等支障が生じているため全国統一の基準、標準様式等の提示を求める。

○当県においても、今年度は新型コロナウイルスの影響による研修定員の大幅な減員により、保育所、認定こども園等の職員の計画的な受講に支障が生じている。

園内研修等を都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となることが想定される。また、全国の幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関より、各自治体へ実施主体の認定の申請がなされている。当県でも、内容の確認、認定を行うにあたり、他自治体と認定結果に差異がないよう確認、調整作業が必要となっており、非効率が生じている。

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う研修開催の見送りにより、当市の認定こども園、保育所等の職員にも計画的な研修受講に影響が見られていることから、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化を要望する。

各府省からの第1次回答

(1) 研修要件の必須化年度の延期について

処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修修了要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(平成27年3月31日日内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知)において、「研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況を踏まえて必須化を目指す」としているところではあるが、必須化の開始については、対象職員の実際の研修の受講状況も踏まえながら、検討を行ってまいりたい。

(2) レポートによる受講の代替等について

① 幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修は、幼稚園教諭が教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上

を目的とするものであり、レポートの提出のみをもって研修受講を代替することは難しいのではないかと考える。

②保育所について

保育士等キャリアアップ研修については、保育所の役割が多様化・複雑化する中で、保育士の専門性の向上を図る観点から実施しており、研修修了の評価は研修受講の他レポートを提出させるなどし、研修内容に関する知識や技能等の確認を行っている。このため、レポート提出のみで研修受講と代替することは困難である。なお、研修方法については、eラーニングで実施する場合の実施方法等を示し、研修方法の多様化を図っている。

(3) 園内研修の確認事務の統一化・明確化について

①幼稚園について

幼稚園における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示しているところである。また、幼稚園等における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について)」(令和元年11月11日付け内閣府・文部科学省事務連絡)で既に統一様式をお示しているところである。

②保育所について

保育所等における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示しているところである。園内研修の確認に係る標準様式については、今年度中にお示しできるよう検討を行ってまいりたい。

(4) 他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて

①幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修については、加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを引き続き活用しつつ、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。

②保育所について

保育士等キャリアアップ研修については、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示しているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) コロナにより昨年度末より軒並み開催自粛又は中止しており、計画的に受講している保育士が、研修機会がなく受講できない現状である。コロナに係る影響期間分は、必須化年度の延期を認められたい。

(2) 「eラーニング等方法を示している」とあるが、オンライン研修を実施した場合、当該都道府県の研修を全国の保育士が受講可能となる一方で、不正防止策の実施や当該都道府県以外の保育士の研修修了状況の管理を要するなど、過度の負担が生じる。オンラインに適した制度構築を行っていただきたい。

(3) 施設毎に研修内容や講師、研修時間が異なり、特に保育所等の研修は、ガイドラインに沿っているか、個別の確認を要するため、都道府県にとっても申請園にとっても負担である。このため、標準的な様式に加え、園内研修として認められる講義内容や講師の要件の例示など、確認作業における判断基準を示されたい。また1分15秒の研修時間について、ガイドラインでは研修内容毎の時間配分は示されておらず、園内研修により短縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についても考え方や基準を示していただきたい。

(4) オンライン研修が全国的に進めば、加算認定にあたり全国の自治体に個別に研修受講情報を照会・回答することとなり膨大な事務となる。研修受講の必須化に向け、研修受講状況を全国で簡便に情報共有できる仕組みの構築と共有の具体的方法を明示いただきたい。また全国の幼稚園や保育施設を対象に研修を実施している機関について、都道府県毎に指定等を行うことは効率性に乏しく、実施機関としても複数の都道府県に指定等申請を要し負担であるため、国においてキャリアアップ研修実施機関として指定及び都道府県への情報の共有等を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【徳島県】

新型コロナウイルスの影響により、保育士等キャリアアップ研修については、予定どおりの実施は困難であり、今後の見通しも立たない状況である。「研修要件必修化」の延期がわからない状況で、研修を実施していかなければならず、研修受講者と研修実施主体の双方に大きな負担となっている。特に、保育現場では感染防止対策

による負担が増えており、研修受講がさらなる負担となることから、「研修要件必修化」の延期については、今年度の受講状況の把握を待たず即決いただきたい。

【久留米市】

(4)①について、幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関から、自治体への実施主体の認定の申請がすでになされ始めているため、早急にご検討いただきたい。

【川越市】

(1)研修受講要件の必須化について

処遇改善加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員数が「1人以上」に緩和されたが、そのほかの分配対象者についても研修受講要件を全て求めることになると、要件が厳格であるため利用しづらい制度になってしまうのではないかと考える。研修受講要件については、各施設、副主任保育士等「1人以上」の確保とするなど、当該要件を満たすべき職員について十分な配慮をいただきたい。

(2)園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の取り扱いについて

「研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者」とあるが、通常、研修等を行っていない幼稚園教諭等が行う園内研修の内容について、全国の地方自治体が各々の判断で研修内容として適切か否かを判断する為には、国が確認をした教材等の活用を前提とするなど、一定の内容を担保するための方策が必要と考える。

(3)他県または全国圏で行われている研修の取り扱いについて

全国の自治体が同様の組織からそれぞれで申請を受け付ける行為には必要性を感じられない。国がワンストップの窓口となり、情報を公開することで十分に対応できると考える。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和4年度からとされている研修の必須化の延期について、早期に判断し明確化すべきではないか。また、1次ヒアリングにおいて、eラーニングの更なる活用等について周知していきたい旨の説明があったが、周知する内容や時期について示していただきたい。

○都道府県等、事業者、研修受講者の負担を軽減するため、園内研修の認定申請の際の標準様式を定めるとともに、認定される研修内容等の判断基準を示すべきではないか。あわせて、幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習の認定についても、同様の対応を行うべきではないか。また、研修修了者の情報や都道府県における研修実施機関の認定状況の情報について、都道府県間で円滑に共有するための仕組みを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

(1)研修要件の必須化年度の延期について

研修修了要件の必須化の開始時期については、令和2年度内に研修実施状況等について調査を行い、その結果を踏まえて検討の上、令和3年度早期に方針をお示しすることとしたいと考えている。

(2)レポートによる受講の代替等について

①幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示ししているところである。

なお、ここでお示した内容を踏まえeラーニング等を活用した研修を実施した場合も加算の対象となることについては、例年の説明会において説明するなど、機会を捉えて明確化していきたいと考えている。

②保育所について

eラーニングの活用にあたっては、通知や平成30年度に実施した「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について」において研究を実施し、お示しているところである。

オンライン研修受講者の不正防止の担保については、ZOOMやSkype等の機能により、本人履修の確認が可能である。むしろ、レポート提出による代替を認めることの方が不正防止を図ることが困難となるものと考えている。

また、他の自治体在住の保育士の研修受講に関しては、これまでの対面方式による研修においても同様のことがいえるものであり、これに比して過度な負担にはならないものと考えている。

(3) 園内研修の確認事務の統一化・明確化について

① 幼稚園について

幼稚園における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る処遇改善等 加算Ⅱに係る研修（幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式 について）」（令和元年 11 月 11 日付け内閣府・文部科学省事務連絡）で既にお示しているところであり、また加算に係る研修として認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」（令和元年 6 月 24 日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）において明確にお示しているところである。なお、大学等が実施する幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習については、加算の取得の際に、職員の更新講習の修了証を園がまとめて提出すれば加算に係る研修として認められる仕組みとなっており、加算認定自治体が研修実施主体の認定や研修内容の確認を行う仕組みとはなっていないため、標準様式や判断基準を示す必要はないと考えている。

② 保育所について

園内研修における講義内容や講師の基準については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」（令和元年 6 月 24 日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）で示している通りである。

また、御指摘の園内研修により短縮する最大 4 時間と残り 11 時間の研修内容の整合についての考え方等については、例えば研修実施自治体において、シラバスにおける事項毎に時間数を示すことにより、対応が可能であると思料する。

(4) 他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて

① 幼稚園について

各幼稚園教諭一人ひとりの研修受講状況については、個人情報取扱いの観点などから全国で情報共有することは難しいが、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修の実施主体の認定にあたっては、研修の各実施主体の実態を把握する必要があることから加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを取っており、国が研修の実施主体としての指定を行う仕組みとすることは考えていない。

② 保育所について

保育士のキャリアアップ研修における受講状況の確認については、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号）によりお示している通り、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有しているとともに、加算認定自治体は申請を行う事業所等から、当該研修を受講した本人に手交された当該研修の修了証の写しを提出させ、他の自治体に照会せずとも、研修の修了を確認することができるため、特段、支障は生じないものと考えている。

また、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示しているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものとする。

また、キャリアアップ研修実施機関としての指定等については、都道府県は子ども・子育て支援法上、都道府県子ども子育て支援事業支援計画において地域の保育士等の確保や資質の向上のために講じる措置に関する事項の策定が求められていることから、国が指定を行うことは適当ではなく、都道府県が指定をすることが適当であるとする。

令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(9) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(vi) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 35 号の 5）の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

・研修の実施方法については、e ラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。

・保育所及び地域型保育事業所（以下この事項において「保育所等」という。）が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修（以下この事項において「園内研修」という。）については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。

- ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。
 - ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。
 - ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。
 - ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
 - ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (関係府省:文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

情報連携を利用することにより、他市町村から異動してきた者の保険税の算定・給付の迅速な支給決定や、資格喪失証明書等の添付書類の省略が可能となっている一方、資格管理に関連して次のような課題がある。

- ・被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入（市での全件把握は困難）
- ・無保険者の把握
- ・資格喪失届出勧奨や滞納整理などの業務の煩雑化

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

情報提供ネットワークの運用が拡大することで、適用適正業務の正確な運用が可能となるとともに、勤務先への問い合わせをする業務の減少など事務の適正化及び効率化に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、神奈川県、川崎市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、豊田市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、熊本市

○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続きが未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回も「資格喪失届出勧奨通知」を発送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。

○提案団体と同様に、適正な資格把握を行うために多くの時間を費やしている状況であるため、情報提供ネットワークを利用した資格適正適用業務の運用拡大が必要であると考えます。

○国保脱退の未手続き者に対し手続き勧奨を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには

対応に苦慮している。

○国保の脱退・加入はその時々において本人の届出を必要としている。しかし国保加入者の中には国保の届出をせず会社への就職・退職を繰り返す者がいて資格管理が正確に出来ないケースも見受けられる。そうした場合に情報提供ネットワークで資格確認ができれば適切な資格管理と医療給付の適正化につながる。

○資格の喪失について、本人の届出を原則としていることから、事務が煩雑になりやすく、確認に時間がかかる場合があるため、本提案が実現すれば事務の効率化に繋がる。

○本市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。

○情報提供ネットワークシステムを利用した情報確認による職権喪失の法制化に併せ、他の医療保険加入後の国民健康保険脱退未手続き者を月末毎にリスト化して保険者に通知するような制度があれば、より効率的に資格の適正化が図られ、滞納整理も捗ると考えられる。

○本市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。マイナンバー制度の情報連携における職権での資格喪失処理が可能となることにより、資格の適正化、事務の効率化を図ることができる。

○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

各府省からの第1次回答

【内閣府・総務省】

厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。

【厚生労働省】

医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。

これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。

なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年3月から導入されるオンライン資格確認により、資格重複情報一覧を出力できる機能の実装を予定しているとあるが、この一連の仕組みにおいて、これまで二重加入していると思われる被保険者の勤務先に照会し取得していた情報(加入している他の医療保険の保険者名、保険者番号、資格取得年月日(資格取得期間)、記号番号 ※被扶養者の分も含む)が本人の届け出なしでも提供され、その情報をもとに一定のプロセスを経て職権により資格喪失処理ができるのであれば、これまでの支障は解決されと考えられる。

職権処理の範囲については、資格重複情報一覧のみにより職権で資格を喪失させることができるようになるのか、これまでのように本人に届出の勧奨通知を送付し(一定の期間において届け出がない場合は職権により資格喪失処理することを明記)、一定の期間を経ても届け出がない場合において、資格重複一覧に基づき職権にて喪失処理を行うのか、職権処理のプロセスや条件を明確に示していただきたい。

資格重複データ一覧取得までのプロセスについて、

- ① 月2回程度、国保中央会が資格重複の有無のみを該当保険者に通知
- ② 保険者が国保中央会に重複データ一覧の要求
- ③ 国保中央会から保険者に重複データ一覧の提供

とのことであったが、①、②については事務的に不要な作業であると考えられるので、国保中央会から保険者へ週次か月次で重複データの一覧を、目視確認しやすい形式(PDF等)及び処理しやすい形式(CSV等)で提供していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神戸市】

資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。
上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勧奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。
上記項目が出力できず情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勧奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容を早急に保険者に周知いただきたい。
○資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勧奨文書なしで職権による資格喪失が可能となるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

【資格重複チェック機能について】

・市町村国保においては国保情報集約システムを活用するため、該当保険者に通知することなく、資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整する。
・ファイルの形式はCSVとする。記載項目も各団体から提示いただいた内容を概ね満たしている。CSVについては項目名をヘッダーとして付すため、Excelで確認することで目視確認も容易である。PDFについては追加修が必要のため、現時点で提供の予定はない。
・資格重複状況結果一覧の詳細については、令和2年4月30日に国保保険者標準事務処理システムサポートサイトにて国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書―別冊―にて公開しているため確認されたい。

【職権喪失について】

・令和3年3月時点において資格重複状況結果一覧は事業所照会の代替手法とし、本人に届出の勧奨通知を送付する事については継続して求めるものと整理する。
・職権喪失処理のプロセスや条件については整理の上、市町村にお示しする。
・オンライン資格確認稼働後において各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、職権喪失に係る根拠となり得ると判断出来た場合、資格重複状況結果一覧を契機とする職権喪失についても、速やかに検討するものである。
・対象者への届け出の勧奨については、提案団体提出資料に記載いただいている通り、勧奨を行うことで半数の被保険者から届け出が提出していただけている。勧奨のない職権喪失は頻繁に国保と社保の異動を行う場合など、対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから、今後も勧奨は必要なものである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止

提案団体

愛知県、横浜市、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成 27 年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。

具体的な支障事例

都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。

照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。

保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間 100 件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。

都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。

所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。

上記について、平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。

また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を 100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請から医療受給者証発行までの期間の短縮(2~3ヶ月→1.5~2.5ヶ月)。
医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。
保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少

が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。

○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。

○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。

○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。

○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。

また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。

○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。

○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

各府省からの第1次回答

都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、指定医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな枠組みを構築した上で、指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止を求めるものであり、公費負担医療制度の基本的考え方の変更までを求めるものではない。

医療受給者証に所得区分を記載する以外の方法で所得区分の確認を可能とすることで、医療受給者証への所得区分の記載が不要となり発行に要する期間が短縮されるため、受給者の手元に医療受給者証が早く届くとともに、都道府県等の事務負担を大きく軽減することができる考える。

加えて、所得区分の記載事務を廃止することによって、申請を行ってから受給者の手元に医療受給者証が届く時期を早められるため、償還払いに関し、その件数を抑えることができ、受給者の一時的な経済的負担の軽減や都道府県等の事務負担軽減が図られる。

よって、医療受給者証への所得区分の記載事務の廃止について、引き続き、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

本提案については、平成27年度にも同様の内容の提案がなされており、関係府省から示された「最終的な対応方針」もほぼ同じ趣旨のものであった。3年以上経った現在、保険者との連絡に時間を要している実態は全く改善されていない。所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法を確立するよう、迅速な検討を願いたい。

【広島市】

保険者照会に係る事務は、受給者証発行までの期間の長期化や、償還払いの増加を招いており、受給者にとって不利益が大きい。当該事務を廃止できないのであれば、効率化のための対応方法を早急に検討していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は、自治体の負担が膨大であるため、廃止すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(11)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。

資格喪失処理は、平成23年12月16日付保国発1216第1号厚労省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を活用した職権による資格喪失処理が認められている。

現状、当市では事業所へ文書照会をし回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っているが、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な事業所もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

事業所へ文書照会を行っている理由は扶養者の有無の確認(扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため)と新保険の種類の確認(国民健康保険法第8条各号により国民健康保険組合とその他の健康保険では国民健康保険被保険者の資格喪失日が異なるため)をするためである。

【当市の職権による資格喪失処理手順】

- ① 日本年金機構から提供される年金1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨文書を送付する
- ② ねんきんネットで未届の対象者の事業所名を調べる
- ③ 自庁システム、インターネット等で事業所の住所と電話番号を調べる
- ④ 事業所への連絡し、対象者の在籍確認と照会文書の送付の了承を得る
- ⑤ 照会文書の作成。事業所へ文書送付
- ⑥ 事業所から回答書受理
- ⑦ 対象者の国保資格職権喪失

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【期待される効果】

事業所への文書照会をマイナンバー情報連携で代行することで、文書照会に係る事務時間の大幅な削減につながるうえ、職権喪失の割合が向上し、資格の適正化が図られる。

削減が見込まれる事務時間数(具体的な支障事例【当市の職権による資格喪失処理手順】②～⑥):3日(24時間)×12月=288時間/年

文書照会に係る郵便料金の削減
削減が見込まれる郵便料金：1件あたりの郵便料金：84円
ひと月の平均照会事業所数：20
 $84円 \times 2(往復分) \times 20件 / 月 \times 12か月 = 40,320円 / 年$
【その他事業所の期待される効果】
文書照会に係る事務時間の削減
削減が見込まれる事務時間数：
 $1時間 \times 20(事業所数) \times 12か月 = 240時間 / 年$

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、川崎市、上田市、佐久市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、新居浜市、彦根市、熊本市

○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続が未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回「資格喪失届出勧奨通知」を発送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。

○届出勧奨事務や事業所への照会等に多くの時間と費用を費やしている状況である。

○国保脱退の未手続者に対し手続き勧奨を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには対応に苦慮している。

○当市においても、資格喪失届がなされていない被保険者が一定数いる。提案市同様に、年金データを活用した届出勧奨を行っているが、保険料に未納がある世帯の場合、届け出がなされず放置される傾向にある。また、年金機構から提供されているデータは、紙媒体であり、かつ事業者や加入している保険者の情報は無いため、職権で処理するためには事業所への照会など、多くの事務量がかかっている。さらには、短期間に被用者保険と国保を行き来している場合等は正確な資格情報の把握は困難であり、資格職権処理の大きな支障となっている。

○当市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。

○当市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。

○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

各府省からの第1次回答

【内閣府・総務省】

厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。

【厚生労働省】

医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。

これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管

理をより適切に実施することが可能となる。

なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【オンライン資格確認の活用】

保険者に提供される資格重複状況一覧の活用にあたって、次のことを検討していただきたい。

(1) 資格重複状況一覧ファイルについて、職権による資格喪失に活用できることを定める。

(2) 職権による資格喪失の事務手順(資格喪失届出勧奨を経ての職権による資格喪失処理)を保険者に対し早急に周知する。

① 国民健康保険資格喪失届出勧奨業務

資格重複状況一覧ファイルについては、日本年金機構から国民健康保険担当部局に提供されている「第1号・第3号被保険者資格喪失・喪失訂正者一覧表」の代わりとすることができ、被保険者に資格喪失届出勧奨を行うことを可能とする。

② 職権による資格喪失処理

①の勧奨によっても資格喪失届の提出がない場合については、資格重複状況一覧ファイル情報から職権による資格喪失手続きを可能とする。

(3) 将来的には資格重複状況一覧ファイルの情報を利用し、資格喪失届出の勧奨なしに、直ちに職権による資格喪失処理を可能とする。

【マイナンバー制度における情報連携の活用】

オンライン資格確認の活用について時間を要する場合や実現が困難な場合は、すでに稼働しているマイナンバー制度における情報連携について、活用を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神戸市】

資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。

上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勧奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。

上記項目が出力できず、情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勧奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容を早急に保険者に周知いただきたい。

○資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勧奨文書なしで職権による資格喪失が可能となるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

【資格重複チェック機能について】

・市町村国保においては国保情報集約システムを活用するため、該当保険者に通知することなく、資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整する。

・ファイルの形式はCSVとする。記載項目も各団体から提示いただいた内容を概ね満たしている。CSVについては項目名をヘッダーとして付すため、Excelで確認することで目視確認も容易である。PDFについては追加改修が必要なため、現時点で提供の予定はない。

・資格重複状況結果一覧の詳細については、令和2年4月30日に国保保険者標準事務処理システムサポートサイトにて国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書―別冊―にて公開しているため確認されたい。

【職権喪失について】

・令和3年3月時点において資格重複状況結果一覧は事業所照会の代替手法とし、本人に届出の勧奨通知を送付する事については継続して求めるものと整理する。

職権喪失処理のプロセスや条件については整理の上、市町村にお示しする。

・オンライン資格確認稼働後において各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、職権喪失に係る根拠となり得ると判断出来た場合、資格重複状況結果一覧を契機とする職権喪失についても、速やかに検討するものである。

・対象者への届け出の勧奨については、提案団体提出資料に記載いただいている通り、勧奨を行うことで半数の被保険者から届け出が提出していただけている。勧奨のない職権喪失は頻繁に国保と社保の異動を行う場合など、対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから、今後も勧奨は必要なものである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化

提案団体

長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及び ADAMS による正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。

具体的な支障事例

地方創生拠点整備交付金については、令和2年度より一部当初予算化されたものの、従来国の補正予算が財源とされている。
このため、当該年度中に事業が完了しない場合、対象事業の繰越(翌債)の手続きを行う必要があり、繰越理由書の提出のほか、ADAMS での繰越承認申請等が必要である。
また、繰越承認手続きには事前に財務局と調整を行う必要があるが、ADAMS の使用が可能となる内閣府からの支出負担行為計画示達後からしか受け付けていただけないので、手続き期間が十分に確保されていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

地方創生拠点整備交付金交付要綱、財政法第43条、第43条の3、繰り越しガイドブック

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、郡山市、浜松市、名古屋市、京都市、兵庫県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、香川県

○令和2年当初で一部当初予算化されたが、採択されるにはハードルが高く、地方創生拠点整備事業の中心は引き続き補正予算を財源とする事業であり、毎年、繰越の手続きが必要であるため、事務の簡素化を図られたい。

各府省からの第1次回答

地方創生拠点整備交付金については、内示額と地方公共団体から申請される交付申請額に差額が生じ得るため、正確な繰越額を集計するためには地方公共団体からの交付申請後とならざるを得ない状況にある(現状、地方公共団体における財政措置の検討状況に配慮し、内示額からの引き下げに応じているところ。)。仮に上記の事情を考慮せずに、内示と支出負担行為計画示達を同日に処理した場合、内示額と交付申請額の

差額分を繰越しできなくなる可能性が考えられる。

なお、運用面での配慮として、当該交付金の繰越事由は事業によって異なるものではないため、事務局からあらかじめ記載要領を示す等、引き続き簡素化に向けて努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答のとおり当該交付金の繰越事由は事業によって異なるものではないため、できるだけ事務の簡素化が図られるよう引き続き配慮をお願いしたい。

また、財務局との事前協議についても、ADAMS への入力を待たずに協議を可能とするなど、協議の円滑化についても御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

—

各府省からの第2次回答

引き続き、繰越事由の記載要領をお示しする等、手続きの簡素化に努めてまいりたい。

また、財務局との事前協議については、すでに ADAMS の入力を待たず協議を可能としており、引続き事務の円滑化に配慮し、対応してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

81

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保

提案団体

鹿児島県、高知県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。

具体的な支障事例

地方創生推進交付金の申請に当たっては、実施計画を作成し提出する必要がある。実施計画様式や申請に当たっての要件等は、毎年度12月下旬頃に事務連絡文書により通知されるが、申請に係る事前相談期間が1月上旬頃までとされており、年末年始期間を含むため、事前相談に向けて十分な検討・作業時間の確保が困難となっている。

また、大きな制度変更等については、事前の情報提供があるが、地方自治体が実施計画を作成する際に重要である、実施計画様式や審査基準については、当該内容の変更に関する情報提供がなされていない。

例えば、令和2年度は実施計画の様式において、「自主財源の確保実績」や「自主財源計画未達の場合の見直し内容及び考え方」が追加され、審査基準については、「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準が示されたところである。

あくまで例であるが、事前相談の締め切りまで営業日ベースでわずか9日間程度というスケジュールの中で変更内容を踏まえた対応をしなければならないため、単に実施計画様式や審査基準が変更されるだけでも、地方自治体にとって計画作成の大きな事務負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実施計画様式や審査基準等について、早期の情報提供を図ることにより、地方公共団体が実施計画を作成する時間が確保され、より精度の高い計画作成に資する。

根拠法令等

2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、新潟市、中津川市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、兵庫県、岡山県、三原市、山陽小野田市、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、久留米市、熊本市、宮崎市

○実施計画等の作成に関する通知から提出期限までは1か月程度しかなく、来年度予算編成と並行しての作成作業になるため、様式等の変更など情報を早期に得られれば、作業の効率化につながると考えられます。

○例年、12月下旬の事務連絡により、申請要件等が示され、条件に合わせて施策を検討し、内閣府に事前相談を行っているが、提出までの期限が短く、事前相談等に十分な時間を掛けられていない状況にある。

○新年度にかかる実施計画書の作成・事前相談の通知は、例年12月下旬に通知され、事前相談の提出が1月上旬、実施計画書の提出が中～下旬までの期限とされており、年末年始を含む期間のため、十分な作業時間の確保が困難となっており、年末年始において作業しているのが実情である。

○本市では、地方創生推進交付金申請にかかる国からの事務連絡は、県を經由して12月下旬頃に届き、事前相談の締切が1月上旬であったことから、年末年始にかけて事業の検討及び書類作成事務が負担となった。また、事前相談のコメントを受けてから本申請までの期間が短いほか、実施計画と同様の記載をする項目が多い地域再生計画においても、内閣府からの依頼や提出先も別になっていることから、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。

○令和2年度の申請において、「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準が申請直前に示されたが、スケジュール的に対応は難しく、増額申請は諦めざるを得なかった事例が生じた。検討時間を確保するためにも、次年度の方針を早期に提供していただきたい。

○本交付金は、官民協働、地域間連携、政策間連携を要件とする中、申請に係る事前相談の期間が短いことから、連携する地方公共団体等との十分な協議・調整ができていない。

○計画策定に係る検討時間を確保し、効果的な事業につなげるため、各種様式や審査基準等について早期に提供していただきたい。

○毎年、年末の短期間で作業する必要があるため、変更等が予定されている項目の早期な情報提供をお願いしたい。

○県の予算要求作業と内閣府へ申請する実施計画の作成が同時期で、様々な調整が必要であるため、十分な作業時間の確保が必要。

各府省からの第1次回答

第1回募集の事務連絡については、新年度政府予算の閣議決定日と同日に発出している。政府予算の閣議決定まで申請事項等についても調整が行われているところ、事務連絡の発出は出来得る限り最速で実施しており、これ以上の早期化は不可能である。一方、交付決定時期については、地方からの強い要望を受け、早期に事業実施ができるよう4月1日の交付決定を実現してきた。現状で、最大限事前相談に向けた検討・作業時間の確保に努めている。

地方創生推進交付金は平成28年度に制度を開始して以降、多数の地方公共団体にご活用いただいております。制度趣旨や運用方法について定着してきていると理解している。加えて、政府の予算概算要求後、概算要求資料や事前相談時のフォーマット例を送付し、地方公共団体への情報提供に努めているところ。また、同時に年間を通じて事前相談を広く受け付けている旨周知しており、事業の制度設計等に関する疑問が生じた場合は、時期を問わず積極的に事前相談をしていただきたい。

なお、ご指摘の「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準については、財務省による「令和元年度予算執行調査」(2019年10月8日)を踏まえたものであり、当該調査については同日付で各都道府県に情報提供を行ったところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今般の提案について、事務連絡が新年度政府予算の閣議決定日と同日であることは承知しており、本県が求める措置は、事務連絡の早期発出ではなく、事務連絡内容(申請様式等を含む。)の検討段階(決定前段階)における情報提供である。

検討段階の情報を早期にいただくことで、地方においては次年度交付金の申請に向けて早期から備えることが可能になる。

なお、「令和元年度予算執行調査」については、御指摘のとおり結果公表の情報提供はあったものの、それが令和2年度第1回募集にどのように反映されるか事前に問合せを行ったが、事務連絡発出日まで情報はいただかなかったところである。

こうした情報の検討段階の事前提供は、変更の可能性があっても、情報を受け取る地方自治体においては取り得る対応の幅が広がるものであり、地方における検討・作業時間確保の観点から、柔軟な対応を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、実績報告提出時の作業時間についても確保してほしいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

予算の閣議決定を経なければ、制度の内容について正式にお伝えすることは困難である。
しかしながら、地方公共団体の事業設計に関わるものについては、検討段階であっても、可能な限り情報提供に努めてまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(15)地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。

・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。

[措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化

提案団体

鹿児島県、高知県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。
また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。

具体的な支障事例

地方創生推進交付金は対象外経費が細かく設定されており、事務連絡文書に対象外経費として明記されていない経費についても、問合せにより対象経費或いは対象外経費であることが判明する等、対象経費を精査するだけで膨大な作業量が費やされている。
また、Q&A等で統一的な見解が示されていないため、内閣府に問合せをする前に庁内において「対象経費か否か」の議論を行う必要があるため、負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

対象経費を明確化等することで、国・地方における確認作業が簡素化され、事務の効率化につながる。

根拠法令等

2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、釜石市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、中津川市、浜松市、豊川市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、大阪府、岡山県、三原市、高松市、愛媛県、松山市、久留米市、熊本市、宮崎市

○地方創生推進交付金の対象経費となるか否かについては、事務連絡文書で明記されているものを除き、判断に迷うものについては、内閣府に都度、確認を行っている状況にあり、確認に要する事務負担は大きい。
問合せの多い事項等については、対象経費や対象外経費の具体例を積極的に示していただけると、事務負担の軽減につながり、施策の立案等に掛ける時間の増加や地方創生の推進に資する。
○Q&A等で対象経費について明確化されていないため、作業量が膨大となり、作業時間も比例して費やされることとなり、負担となっている。
○市が対象者に直接支払う場合と、委託業者が支払う場合で、対象経費となるかどうか取扱いが異なるケース

が見られた。個人給付の基準が曖昧で都度相談する必要がある。過去の問い合わせリストや基準を示すべきと考える。

○昨年度の令和元年度東日本台風や現在のコロナ禍のように非常事態の状況下においては、当初想定していた事業が実施できなくなることもあり、その経費の計上の可否や実施方法の変更などの方針を早期に決定するためにも、対象経費の明確化等が望まれる。また他市の状況など情報収集に努め、Q&A等で共有されることが望ましい。

○地方創生拠点整備交付金の申請をする際、効果促進事業に該当するか否かについて QA からは読み取りづらい部分があったため、より明確な表現が望まれる。

○対象経費の確認作業の軽減、対象事業の効率的な実施のため、対象経費・対象外経費を明確化し、国の統一見解として明示していただきたい。

○令和元年度地方創生推進交付金事業について、実績報告時に、報償費について、行政機関の手土産については個人給付にあたるとして対象外経費となるとの指摘を受け、確認、修正作業に多数の作業が発生した。当該指摘箇所は、事業申請時から変わらず計上しているものであり、後日、明確に示されていない基準で対象外経費とされてしまうと、対応に苦慮する。

各府省からの第1次回答

対象外経費についてはQ&Aでお示しているところであり、疑義が生じる経費については、随時相談を受け付けているところ。一律に詳細な対象外経費を設定することは、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえ、創意工夫を凝らして事業化を図る「オーダーメイド型」の地方創生推進交付金の仕組みになじまないと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、対象経費・対象外経費を、地方公共団体に対して、より明確に示してほしいというものであり、一律に詳細な対象外経費の設定まで求めるものではない。

例えば、複数の自治体から問合せを受けたものなどで、通知等に記載は無いものの貴府内で既に対象経費か否かの判断がついているものについては、広く自治体に周知を図った方が、対象経費確認に係る国地方双方の負担軽減につながるものと考え。是非柔軟な対応を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

現在のコロナ禍の状況下においては、予定していた事業について手法を変更したうえで実施しなければならないなど、対象経費を含めその実施手法について限られた時間の中で検討しなければならないことから、回答にあたっては速やかかつ明確な回答をお願いしたい。

また、対象外経費の詳細な内容について、事務連絡文書へ明記が難しいのであれば、過去に各自治体から照会があった内容を参考資料として示していただくなどの検討を引き続きお願いしたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

対象経費か否かの判断が明確についているもの、また、多くの地方公共団体から疑義が寄せられた経費については、今までもQ&Aを更新し、周知してきているところ。引き続き、Q&Aを更新する等、柔軟に対応してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(15)地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。

・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関する Q&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応

提案団体

徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

増額を伴わない変更申請については、変更内容に応じ、随時の申請又は申請時期が拡大されたところであるが、増額を伴う変更については、申請時期が限られており、特に年度途中で事業計画の変更等の必要性が生じた場合、変更申請時期を逸すると、当該年度中に対応することができず、柔軟な事業推進の妨げとなっている。そのため、少なくとも秋頃に増額を伴う変更申請を可能としていただきたい。

【参考:申請スケジュール】

第1回申請:12~1月

第2回申請:4~6月(既採択事業の変更申請)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方の実情に柔軟に対応することで、「地方創生推進交付金」等の活用促進や国・地方双方の働き方改革の推進が図られ、地方創生への取組を加速させることができる。

根拠法令等

地方創生推進交付金交付要綱、2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、盛岡市、花巻市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、小田原市、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、西尾市、小牧市、三宅町、松江市、岡山県、吉野川市、石井町、松茂町、高松市、松山市、熊本市、宮崎県、九州地方知事会

○変更申請時期、回数の緩和により、適正な事業費管理や利用が促進されると思われる

○柔軟な事務の運用は、事務の効率化につながり、延いては地方創生の加速に資すると考えられることから、可能な限り柔軟に運用することが望ましい。

○柔軟で効果的な事業実施のために、軽微変更にとらわれない増額を伴う変更についても、変更申請時期を拡大していただきたい。

○当市においても地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を活用した事業を実施する中で、年度途中に計画変更せざるを得ない状況となる場合があるが、増額を伴う変更申請は申請時期が限られているため、事業の推進に苦慮している。秋頃にも増額を伴う変更申請が可能となれば、より地域の実情に合わせた地方創生の取組みを推進することができる。

○地方創生推進交付金についてKPIが未達成の場合、外部有識者による検証を必要とされている。4月1日交付決定となる第1回の申請時期は、年度途中であり、実績値も把握できないため、KPIが目標値を達成できない状況も想定される。そのため、外部有識者の検証を必要とする可能性もあるが、実績値が把握できないため、現実的に外部有識者での検証をすることも困難である。その結果、事業見直しについては、第2回申請で行うこととなってしまい、交付決定は7月以降となることから、変更後の事業開始時期が遅れ、事業実施に支障が生じている。

各府省からの第1次回答

増額を伴う変更申請については、KPIの達成状況等を厳格に審査する必要があるため、有識者審査に諮るなど新規申請と同様のプロセスを経ることとなる。そのため、審査に当たっては一定の審査期間の確保が必要となり、仮に秋頃に変更申請を受け付けた場合、当該年度における事業実施期間が十分確保できないこととなると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方側の予算措置としては、様々な対応(既決予算の流用、枠予算の充当等)が考えられ、例えば、今回のコロナの感染拡大が年度途中に起こった場合等を想定すると、緊急的かつ重点的・優先的に、増額をしてでも取り組むべき施策があり、これに対応していくためにも増額申請の機会が必要となる。

この度、随時変更を設けていただいたことにより自由度が拡大し、今後助かる事も多いかと思われるが、増額変更については、現行の制度上、いずれの事業も始まって間も無い、年度開始早々のタイミングにおいてのみでは、対応していただけていない。

また、事業の執行期間に関しては、当然ながら年度の残余期間で執行可能と判断される事業に限り、事業費の増額を検討するものであることから、「当該年度における事業実施期間が十分確保できない」との御指摘は当たらず、当該理由をもって増額を伴う変更申請の時期を拡大しない事は、地方の創意工夫による事業執行の可能性を狭めている恐れがあると考えます。

地方の自主性とやる気を尊重していただき、事業進捗等の個別事情をご考慮の上、目標達成に向け適切なご指導やご助言を頂きながら、増額できるタイミングが、少なくとも、もう1回程度(9月申請、11月交付決定等)あれば望ましいと、引き続き考えている。

なお、ご配慮頂いている、地方の事業執行期間を確保して頂くために、交付申請から決定までの過程において現在も尽力いただいているところではあるが、期間を短縮できる余地がないかどうか含めて、改めてご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

各府省からの第2次回答

地方創生関係交付金の運用改善については、これまでも地方の代表や有識者と共に検討する場も設けつつ、使い勝手がよくなるよう取り組んできたところ。

また、翌年度に向けた事業設計や、事業実施中に発生した課題への対応などについては、年間を通じて個別相

談を受け付けるとともに、例年秋頃には、地方公共団体向けの説明会及び、相談会を実施するなど、支援を行っているところ。
引き続き、より使い勝手の良い交付金とするための検討を、可否も含めて行ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(15) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。

・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費及び地域型保育給付費の審査・支払に関する事務の連合会委託を可能とすること

提案団体

大田市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援新制度は介護保険などの保険制度をモデルとして制度設計されており、施設型給付費等についても保険制度と同様に法定代理受領方式がとられている。
事務の効率化の観点や、今後、給付業務に係る全国システムが立ち上がることを踏まえ、保険制度に倣い施設型給付費等の審査・支払に関する事務について、国民健康保険団体連合会に委託可能とする旨を子ども・子育て支援法に追加する。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法は施行後5年が経過するが、毎年制度改正が行われており、市町村における改正対応の事務負担が大きい。複雑な制度が毎年改正される中で、事務処理を体系化していくことも儘ならない自治体においては、職員の異動によってノウハウの喪失も生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務委託が可能となり、事務の共同処理が可能となることで、自治体の事務負担の軽減や運営経費の削減が図れる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 27 条及び第 29 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、蓮田市、新潟市、加賀市、浜松市、松江市、竹田市、宮崎市、小林市、指宿市

○施設型給付費及び地域型保育給付費については毎年制度改正が行われており、事務がより複雑になっている。小規模な自治体ほど事務負担が大きく、特に人事異動後は給付費の支払い決定に時間を要している。給付事務に特化して業務委託を行うことは自治体だけでなく、事業者の事務負担軽減にもなると考える。

○当市においても制度改正対応による事務負担の増加に苦慮している。毎年制度が改正される中で、担当者が異動することによるノウハウの喪失は避けられず、制度改正も重なる年度当初には法人からの相談に対応しきれず混乱を生じさせてしまうこともある。

○施設型給付費等は、毎年制度改正が行われており、改正対応の事務負担が大きい。また、給付費等の審査・支払事務についても、要件が複雑であり、給付施設数等も多く、煩雑となっている。事務内容は、統一的なシステム構築や継続的な事務の実施により、事務効率化が図られるものであるが、職員の人事異動によって、ノウ

ハウが損なわれ、非効率的となっている。

○毎年の制度改正により、本市においても、施設に対する説明等、対応するための事務負担が大きくなっており、事務の効率化が必要であると考えている。

○本市の場合だと、認可施設数が100に到達しないため、毎年の制度改正があっても何とか成り立っているが、処理時間や所有する給付費データ容量は増加しており、常に課題を持ちながら業務を遂行している現状である。全国統一のシステム運用が軌道に乗り、国保連と共同事務が実施できるような選択肢は必要である。

○費用額の算定基準の複雑化や人事院勧告に伴う公定価格改定により、毎年度事務負担が増加している。基準や公定価格の改定に合わせて、給付費の支払に使用するフォーマットを国が毎年度作成し、市町村に提供すべきと考える。

○制度が複雑で、区市町村ごとに様式が異なる等、保育事業者の負担が大きいものとなっており、都道府県及び区市町村の負担も大きい。

各府省からの第1次回答

国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に審査・支払事務を委託することについては、連合会の会員である都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合が、国保連の総会において規約改正を議決し、都道府県知事が認可を行うことにより可能となるものである。

市町村から保育所等への給付費の支払いに当たっては、保育所等の安定的な運営のため、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月当該月分の支払いを行うこととしている一方で、国保連に審査・支払事務を委託している介護保険制度等においては、給付費の支払がサービス提供月から2か月後となっており、安定的な施設運営に影響を及ぼすおそれがあることから、子ども・子育て支援法において、国保連に審査・支払事務を委託可能とする規定を追加することについては、慎重に考える必要がある。

なお、現在、審査・支払事務を国保連に委託している介護保険制度等においても、加算認定事務は自治体を実施していると承知している。

(子ども・子育て支援制度に係る電子システムとして平成27年度に稼働開始した「子ども・子育て支援全国総合システム」内に、市町村が都道府県経由で国に施設型給付費等の交付申請を行うための「施設型/地域型保育給付交付金管理システム」が含まれていたが、市町村における利用率が低いこと等を踏まえ令和元年度に廃止されており、現時点で、ご要望にある給付業務に係る全国システムが今後立ち上がる予定であるという事実はない。)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は事務の効率化を主目的としたもので、必要なことは事務の共同化と統一システムの構築である。

「子ども・子育て支援全国総合システム(以下「全国システム」という。)」が廃止されたことは承知していたが、現在、WAMネットにおいて構築されているシステムが全国システムの役割を担うべく発展するものと考えていた。

いずれにしても、全国システムは必要である。本市では導入しているシステムと全国システムとのインターフェースが整わず、結局上手に活用することができなかったが、制度改正の度に市町村システムの改修が必要となり、ベンダーによっては改修が間に合わず一時的に手作業が発生している現状や、マイナンバー申請への対応も見据え、国において全国システムを構築すると同時に市町村システムも開発し、市町村側が使用料を支払って利用する方式とすべきではないか。

本提案の本旨は「共同処理をすすめること」であって、国保連への委託が必須と考えているものではないが、システム構築とネットワーク環境整備は必須であり、国保連は既に各県ごとに市町村とネットワーク環境を整えており、かつ施設に対して請求・支払をするノウハウを持っていることから、効率よく共同化できると考える。

指摘のとおり、地方には小規模の保育所を零細な社会福祉法人が運営している例が圧倒的に多い、そのため請求から支払いに2か月を要すると運営が難しくなるのは事実であり慎重な検討が必要と存ずる。しかし、審査内容が容易であることから、1次審査で概算支払をしたうえで、詳細審査後に精算する方式であれば運営への影響も少なくなる可能性もあるため、多様な観点から共同処理に向けた検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

--

各府省からの第2次回答

<p>全国統一的な請求システムについて検討する場合、ご意見の通り、既に各県ごとに市町村とネットワーク環境を整えており、かつ施設に対して請求・支払をするノウハウを持っている国保連への委託が効率的であると考えられるが、一次回答の通り、国保連への業務委託は、国保連総会における規約改正及び都道府県知事による認可により可能となるものである。</p> <p>また、支払の遅れによる施設運営への影響を抑えるため、支払を概算と精算の二段階に分けるご提案については、市町村において概算支払額を別途算出する必要が生じることや、施設に返還を求める必要が生じる可能性もある等、結果的に市町村や施設の事務増となるおそれがあることから、実現は困難であるとする。</p> <p>（なお、各市町村の施設型給付等の給付事務に用いるシステムの整備については、給付権限を有する市町村において行っていただくことが基本であると考えている。）</p>
--

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

164

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法に定める施設等利用給付認定等の事務の簡素化

提案団体

川崎市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

教育・保育給付に係る2号認定又は3号認定を受けている子どもは、申請不要で施設等利用給付認定を受けたものとみなされるため、通知も同様に、みなし認定に係る通知書の交付を省略し、教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定を受けた旨を記載することで通知したものとみなすことを可能とする。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法第30条の5第7項に規定する施設等利用給付認定の「みなし認定」について、保護者の負担軽減の観点から教育・保育給付認定(2号・3号)を受けた者は施設等利用給付認定申請(新2号・新3号)を要しないこととされているが、対象となる者に施設等利用給付認定の通知書を交付することとされている。本市ほか保育所等の保育児童が多い自治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用給付認定の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所等・企業主導型保育事業の入所児童等)について、事前又は事後の確認等の事務負担が発生している。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定についても併せて通知することで、住民の利便性の向上が可能となるとともに、事務の負担軽減等の効率化につながる。
なお、みなし施設等利用給付認定の通知を省略した場合、認可外保育施設等において法定代理受領としている場合等においては、施設側が、利用者が施設等利用給付認定の通知を受けていることを確認する必要があると考えるが、自治体と施設の間で施設等利用給付の対象者について定期的に連絡調整が行われているため、大きな支障はないと考える。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第30条の5第3項、第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、新潟市、浜松市、糸島市、小林市、鹿児島市、指宿市

○担当者が異動することにより能力の低下は避けられず、制度改革も重なる年度当初には法人からの相談に対応しきれず混乱を生じさせてしまうこともある。

○本市においても、保育児童が多く、保育通知を送付する際に施設等利用給付対象か判断し、みなし認定通知を別途作成している状況である。教育・保育給付認定の通知と併せて通知することで、事務負担の軽減になると

考える。

○当市ほか保育所等の保留児童が多い自治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用給付認定の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所等・企業主導型保育事業の入所児童等)について、事前又は事後の確認等の事務負担が発生している。

○制度開始前から、市区町村の負担が大きい旨、聞いている。

各府省からの第1次回答

通知の時期について、子ども・子育て支援法第20条第6項に抵触しない限りにおいては各自治体の裁量に任されているものと解します。

なお、施設等利用給付のみなし認定にかかる通知を利用調整より前に行った場合、仮に利用調整の結果保育所等に入所可能となった場合、教育・保育給付と施設等利用給付の二重給付とならないよう、施設等利用給付認定の取消しを行った上で利用者に通知するといった対応が発生してしまうことに留意が必要です。

通知の方法について、子ども・子育て支援法において妨げられていないと解しますので、自治体において、一つにまとめてすることは可能と解します。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体にとっては事務負担が多く、制度も不明瞭なので、お示しいただいた通知の時期とその留意点及び通知の方法に係る通知文を発出すること等により、本件に関する取扱いの明確化を求めます。

また、施設等利用給付認定の取消しに関し、教育・保育給付認定通知の段階で「利用調整の結果、認可保育所等に入所することとなった場合には、施設等利用給付の認定を受けたこととはみなさない」等の記載を明記すること等により二重給付の防止を検討していますが、その点についての見解も併せて求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

引き続き、より使い勝手の良い交付金とするための検討を、可否も含めて行ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(9)子ども・子育て支援法(平24法65)

(v)子どものための教育・保育給付認定(20条4項。以下「教育・保育給付認定」という。)を受けている保護者が子育てのための施設等利用給付認定(30条の5第2項。以下この事項において「施設等利用給付認定」という。)を受けたものとみなされる場合(同条7項)における施設等利用給付認定に係る通知(同条3項)の時期や方法については、当該教育・保育給付認定に係る通知(20条4項)と一本化することも含め市町村(特別区を含む。)の判断により決定することが可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

具体的な支障事例

地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）の交付決定通知を受けたうえで汚水処理施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）の整備事業を推進している。

交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がなされ、この場合の事業期間は約10か月（6月～翌年3月）となる。

また、当該交付金要綱では、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初（4月1日付け）から生じさせることができない状況となっている。

特に、農林水産省の事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備（道路下に管渠を布設する工事）を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。

（支障事例）

交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができず、年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。

また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々や道路の通行規制や工程などの調整を行いながら事業を進めている。分割発注を行うことにより、工事箇所が近接した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。

以上、本事業は、複数の類似施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての本事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付決定の効力開始日を年度当初（4月1日付け）とすることにより、これまでより長期の事業期間を確保でき、円滑な事業運営に資する。

根拠法令等

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、浜松市、豊橋市、京都市、熊本市、竹田市、宮崎県

○当市では同様の支障事例はないものの、事業実施の際に提案された取り扱いになると円滑に事業が執行できる。
○農林水産省の交付決定通知は例年6月上旬にあり、それまで工事の公告が行えないので、2月末しゅん工を実施できない事例がある。また、早期着手が可能となることで調査・診断業務が早期着手でき、次年度予算要求が円滑に行え、効率的な事業執行が可能となる。
○当市は、当該補助金を申請していないものの長期の事業期間を確保するという趣旨に賛同出来る。
○当県においても、令和2年度の交付決定は5月26日となっており、執行期間が約10ヶ月となっている。工期の不足期間については繰越措置で対応している。交付決定前事業着手などの規定があれば工期の確保につながる。

各府省からの第1次回答

御提案を踏まえ、関係府省間で地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手の導入について検討・調整を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業を円滑に実施する観点から、関係府省間での検討・調整を早急に行い、地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手を令和3年度から導入していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

交付決定前着手の令和3年度からの導入に向けて、関係府省間で検討・調整を進めてまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(14) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。

（関係府省：農林水産省、国土交通省及び環境省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに設けること。
また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示すること。

具体的な支障事例

平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修の内容として各分野とそのねらい等が示され、その各分野のねらい等を満たす研修の受講が保育士等の処遇改善等加算Ⅱの要件とされている。
この加算の対象には、保育士のほか事務職員や調理員等も含まれるが、現在のガイドラインには当該職員の実務に関連する研修内容がほとんどないため、施設等からは「どの研修を受けさせるのが適切か」との問い合わせがあり、対応に苦慮している。
また、当該職員においては、既存の研修分野では自らの専門性に沿った研修を受講できず、実務に即したスキルアップが図れていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育士以外の職種の職員が受講すべき内容を明確にすることで、問い合わせへの対応が容易になるとともに新たな研修分野を追加することにより当該職員の実務に即したスキルアップが図れる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)、保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、千葉市、新潟市、京都市、徳島県、指宿市

○提案内容同様、事務職員、調理員等の研修を追加する必要があると考える。

各府省からの第1次回答

保育士等キャリアアップ研修については、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)において、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とされたことなどを踏まえ作成したものであり、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)において研修分野や対象者等をお示しているところである。御指摘の点について、どのような研修分野の新設を求めているのか明らかでないが、事務職員や調理員等が受講することを想定した研修分野(例えば、マネジメント分野や食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策)も創設しているため、新たな研修分野を設ける予定はない。御指摘の事務職員や調理員等が受講することが望ましい研修分野については、整理の上、今年度中に周知してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育の制度等が多岐にわたり複雑になる中で、保育士以外の職員についても、実務に即した専門性をどう高めるかが課題であり、加えて、専門性を高める中で、地位の向上や処遇の改善を図りたい旨の要望も聞いている。

処遇改善等加算Ⅱの「副主任保育士等に係る加算額(月額4万円)」を受けるためには、4分野以上の受講が要件とされる予定であるが、保育士以外の職員が、現在設定されている8分野から4分野を選択し受講することとなれば、自身の職種とは直接的に関係しない分野を受講せざるを得ず、拘束時間に比して得られる専門知識が少なくなる状況にある。

保育士以外の職種向けの研修分野の新設については、例えば、事務職員向けには、会計経理、補助金や財務、労働法規など、適正な施設運営に資する分野が必要であると考えます。

また、調理員や栄養士向けには、現在、「食育・アレルギー対応」があるが、食育は保育の重要な要素であり、近年はアレルギー対応の必要な児童も増加していることから、「食育」と「アレルギー対応」を分割し、より専門性を高めることができる研修内容にしていく必要がある。

よって、専門性を高めるために必要な研修分野を新たに設けた上で、既設8分野と新設分野を含めて、保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

保育士以外の事務職員等がスキルアップのために受講すべき研修について整理の上周知することのことだが、周知する内容や時期について示していただきたい。

各府省からの第2次回答

保育士等キャリアアップ研修については、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)において、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とされたことなどを踏まえ作成したものであり、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)において研修分野や対象者等をお示しているところである。

御指摘の、保育士以外の職員に向けた研修分野の新設については、保育士等キャリアアップ研修は、保育現場の多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的職員等に対する研修内容や実施方法等を定めたものであり、保育士以外の職員も、直接的に業務に携わる専門分野だけでなく、保育所における保育の課題等に関する理解を深めることも重要と考えており、その理解を得る前に様々な分野を設けることは必ずしもキャリアアップ研修の本来の趣旨にはそぐわないため、新たな研修分野を設ける予定はない。御指摘の事務職員や調理員等が受講することが望ましい研修分野については、整理の上、今年度中に周知してまいりたい。

5【内閣府】

(9)子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

(vi)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平 27 内閣府告示 49)1条 35 号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

- ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
- ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
- ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。
- ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。
- ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。
- ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
- ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和

提案団体

鳥取県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。
また、各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行った施設についても幼保無償化の対象施設となるよう、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)上の病児保育事業における職員配置基準を緩和することを求める。

具体的な支障事例

病児保育事業は、児童福祉法に位置づけられた事業である。当該事業の職員配置要件は「病児保育事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に定められており、保育士及び看護師等の各1名以上の体制が必須とされている。その上で、当該要件を満たす事業が子ども・子育て支援交付金の交付対象とされている。したがって、各自治体の判断で要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たさない形での事業の実施は可能であるものの、かかる事業は子ども・子育て支援交付金の対象にはならない。

病児保育事業は、交付金の交付を受けてもなお赤字経営で実施しているところがあるように、国庫補助がなければ実施することが事実上困難である。かかる病児保育事業の実情に鑑みると、自治体が病児保育事業を行おうとする場合には、結局、要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たす形で事業を行わざるを得ず、要綱上の病児保育事業における職員配置要件は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。

また、内閣府令(子ども子育て支援法施行規則)において、要綱上の病児保育事業における職員配置要件と同様の基準が定められており、当該基準を満たした施設のみが幼保無償化対象施設として認められている。無償化対象施設として認められるためには、結局、内閣府令において定められた基準を満たす形で事業を行わざるを得ず、内閣府令において定められた職員配置基準は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。

本県では、保育士不足等のために要綱上の病児保育事業における職員配置要件等を満たせない施設も多く、病児保育施設の新設や既存の病児保育事業の経営が困難となる事例が発生している。各地域の実情に鑑みて市町村が柔軟に事業を実施できるよう「実質的な義務付け」となっている要綱上の要件や内閣府令上の基準を緩和していただきたい。

「職員の配置要件」内閣府令等

・看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置

・保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置

(各1名以上の配置が必要)

※必要な場合に看護師が対応する等により保育士配置のみでも可とする等の例外あり。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医療機関併設など施設の立地条件や、受け入れる子どもの年齢や状態によって、真に必要な職員は異なるため、各施設の状況や地域の実情等に鑑みて職員を配置することができるようになる。市町村が柔軟に事業を実施できるようになることで、仕事と家庭の両立支援としての病児保育施設の拡大につながり、子育て世帯が働きながら子育てしやすい社会の実現に資する。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、福島県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、兵庫県、徳島県、西条市

○医療機関に併設している場合は病児保育の支援が受けやすいことや、当日受け入れる子どもの状況によって必要となる職員の職種や人数は多様であることから、一律の職員配置は必ずしも必要ではないと考えられる。また、近年は保士等の職員の確保が難しくなっていることがあり、職員の処遇向上の観点からも、職員配置について市町村が柔軟に対応できるように見直すことは必要である。

○県内市町村から、病児保育事業について一定のニーズはあるものの実施要件を満たすことが難しく拡充が進まないとの意見がある

各府省からの第1次回答

病児・病後児対応型は、1日あるいは半日の間、当該施設にて病児を預かることを目的としており、病児の看病を行う看護師に加え、常時保育士を配置することで、安全かつ安心して児童が過ごせる環境を整えることが重要である。仮にいずれかの職員1名のみで病児の預かりを行うこととした場合には、職員の休息（トイレ等）、電話や来客等への対応、給食の配膳など、児童から目を離す時間帯が生じてしまうため、安全管理上問題があると考えられる。

一方、利用児童数は安定せず、病児の預かりに必要な職員の数は日によって異なることへの対応として、現行の実施要綱においても、近接病院等から駆けつけられる等の迅速な対応が可能な場合には職員の常駐を求めないことや、離島・中山間地その他の地域において、病児保育の利用児童の見込みが少なく、定員2人以下の医療機関併設型の施設については、病児保育事業に従事する上で必要な知識や技術等を習得していると市町村が認めた看護師等を1名専従で配置した上で、病児保育以外の業務に従事している看護師等が、必要な場合に速やかに対応できる職員体制を確保し、適切な関わりとケアを行う場合には、職員配置基準を満たしているものとする例外も認めており、柔軟な対応を行うことは可能である。

また、幼保無償化の対象施設については、内閣府令において職員配置基準を定めているところであるが、運用上の取扱いについては、実施要綱を踏まえた柔軟な対応を行うことは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案内容は、昨今の保育士や看護師不足の現状を踏まえ、病児・病後児保育における職員の配置要件の更なる緩和を求めるものである。

職員1名のみでの対応は安全管理上問題があるとの回答であるが、当県の提案事項は、複数の職員配置を前提としたものであり、安全管理上の問題は生じにくいと考える。

また、現行の配置基準において、例外規定として看護師のみの配置も認められている場合があること、保育所等における保育士配置に係る特例で子育て支援員の配置が一定数認められていることからみても、当県の提案事項（配置要件緩和の例）については、事業の実施にあたって支障を来すものとは考えにくく、十分対応可能であると考えられる。

当県においては、現行の配置基準（例外規定含む）では事業が実施できないといった具体的支障事例も生じているところ。施設において受け入れる子どもの年齢や状況によって真に必要な職員は異なるため、各施設の状況や地域の実情に鑑みて柔軟に職員を配置することができるよう職員の配置基準の更なる要件緩和をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

病児保育事業における看護師等の配置人数については、地方分権推進特別委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、地方が自主的に判断して事業実施できるよう、省令の改正等の措置を講じるべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○病児・病後児対応型病児保育事業については、現行の職員配置要件の緩和措置によってもなお事業の実施が困難である地域が存在するという実態を踏まえ、地域の実情に応じて事業を行えるよう、更なる職員配置要件の緩和を検討いただきたい。

○体調不良児対応型病児保育事業については、看護師等の駆け付けによる対応を認めることにより事業の拡大を図り、事業者と利用者の双方にとって安心できる保育環境の整備を進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

病児保育事業病児対応型及び病後児対応型においては、(1)日々対象となる児童が異なり、症状・年齢・発達もそれぞれ異なること、(2)感染などの衛生面にも配慮する必要があること、(3)病気により不安になる児童の精神面でのケアも求められることから、看護師の配置だけでなく、保育士にもより高度な専門性が求められる。このため、本事業を適切かつ安全に実施するためには、保育士による保育が必要であり、保育士に代えて、子育て支援員の配置を可能とする人員配置基準の緩和は困難である。また、一部時間帯のみであれば人員配置基準を緩和することは可能ではないかとの指摘もなされているが、状態が不安定な病気の子どもを受け入れる以上、受入可能としている時間帯はどの時間帯においても適切な対応がとれるよう、必要な体制を整えることが必要であり、一部時間帯のみの人員配置基準の緩和も同様に困難である。

なお、子ども・子育て支援交付金による補助によらない場合には、自治体独自の基準により病児保育事業を実施することは可能である。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(iii)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

就学前児童に対する補助金の一元化等

提案団体

鳥取県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助金は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一かつ迅速な対応ができない。
加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日が別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内閣府に一元化されることにより、煩雑な按分計算や交付率の差異がなくなり、補助事業者の理解が得られやすい制度となる。また、行政担当者においても、事務手続きが大幅に効率化され迅速な対応が可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、秋田県、茨城県、栃木県、前橋市、千葉県、千葉市、神奈川県、山梨県、浜松市、愛知県、豊橋市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、西宮市、徳島県、愛媛県、西条市、長崎市、熊本市、宮崎県、指宿市、沖縄県

○幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省（保育所等整備交付金）、教育機能部分は文科省（認定こども園施設整備交付金）からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。また、事業費を定員や面積で按分したり、省庁で市債充当率が異なったりと手続きにおける事務が煩雑している。

○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。

○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業では、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し協議を1回遅らせた事例がある。

その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。

○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。

特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。

よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。

○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならない、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。

○本市においても保育所、幼稚園、認定こども園等の施設区分において所管省庁との折衝、調整が発生しているが、各省庁の制度ごとに内容や事務手続きが異なっているため、複雑かつ煩雑な事務作業が発生している。

○本市では、事前協議の際は、県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。

○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。

○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。

○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがある。

2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。

○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分のお考え方、2カ年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。

交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。

○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。

・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。

各府省からの第1次回答

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底

・協議様式の統一化

・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化

等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。

今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

なお、間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるた

め、市町村への直接補助への変更は困難であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務手続きについては、一定の負担軽減を図っていただいているところであるが、認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、同一の施設整備に対して、別々の省庁から直接補助と間接補助という方法により2種類の交付金が交付されていることによって、統一かつ迅速な対応ができないなどの問題が現在も生じている。

このたびの提案は、法人・地方公共団体の事務手続きの負担軽減と安定的な財源確保による円滑な施設整備に繋がるとの認識で提案を行ったものであるため、事務負担の軽減に加え、関係府省から「内閣府への一元化」に対する見解についても回答いただきたい。

なお、都道府県と法人間の補助事業も行っている認定こども園施設整備交付金の整備事業のメニューについては、内閣府への一元化の際に補助スキームの検討ができるものとするのでご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【西宮市】

左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。

【徳島県】

厚生労働省所管の補助金(例: 保育対策総合支援事業費補助金)においては、都道府県及び市町村への直接補助が可能な事業もある。

したがって、認定こども園施設整備交付金についても、都道府県と法人間の補助事業(都道府県直接補助)に加え、市町村と法人間の補助事業(市町村直接補助)を実施することも可能でないかと考える。

【茨木市】

更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。

【大阪府】

回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえ、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。

申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。

【熊本市】

事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

各府省からの第2次回答

施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の点で大幅な見直しが必要であるなど、課題があるものとする。

認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、

- ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底
- ・協議様式の統一化

・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。なお、間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であるとする。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(4)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。

[措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]

また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法による救助期間における協議方法の見直し

提案団体

指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。

具体的な支障事例

災害救助法では、救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風19号)による災害では計15回の延長協議が必要となった。一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害規模、被災状況を踏まえた期間延長ができるようにしてほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害対応時の繁忙期において、形式的な事務の簡素化が図られる。

根拠法令等

災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、埼玉県、前橋市、沼津市、名古屋市、豊橋市、半田市、宮崎県、大阪府、八尾市、岡山県、倉敷市、福岡県、宮崎市

○平成30年7月豪雨災害でも同様に各項目ごとに延長を行う必要があり、毎週、複数の担当課への確認と県への連絡という業務が平成30年12月まで続いた。

○救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・

貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められている。令和元年東日本台風(台風19号)では、48市町に災害救助法が適用されたため、国との協議は煩雑な作業となり多くの時間を取られた。

○南海トラフ地震による大規模災害が発生した場合、避難所開設など災害対応の長期化が見込まれることから、一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害規模・被災状況を踏まえた期間延長ができるようになれば、事務の負担軽減が期待できる。

○災害の規模や発生時期、被災者の状況等によって必要な対応期間が異なることが考えられます。

○救助期間の弾力的な設定は被災者支援の充実につながると考えられることから有効であると考えます。

○災害救助法上の一般基準で定められる期間の内、避難所設置や飲料水の供給などは、7日間とされているところであるが、実態として災害救助法が適用となるような大規模災害にあっては、7日間で救助が完了するとは考えづらく、また、延長協議は簡易に行えるとしても、形式的な協議が毎週発生することは、災害対応で多忙を極める中においては、不要な業務と考える。救助期間の見直しを行い、内閣府との協議をより簡略化できるよう、制度改正をして欲しい。

各府省からの第1次回答

災害救助法による救助の方法、程度及び期間については、同法施行令第3条第1項に基づき、内閣府告示において一般基準等を定めているところ。

さらに、一般基準で実施することが困難な場合、同法施行令第3条第2項に基づき、特別基準について内閣府に協議のうえ設定できることとしている。

災害救助事務取扱要領では、特別協議を行う際は災害時の緊急やむを得ない場合が多いことから、電話やファクシミリ、Eメールにより申請、事後に文書をもって処理することが可能であるとしており、自治体の発災時のオペレーションの支障とならないように弾力的な運用を図っている。

この特別協議について、災害救助事務取扱要領において、「延長すべき期間が予測できる場合」や「一定期間以上の延長が必要である場合」については、一般基準で定められた期間ごとに延長するのではなく、救助に必要とされる期間を定めて延長する方法を明記しているところ、画一的に一般基準で定められた期間ごとに申請いただいていたという状況にあったことから、係る取扱について改めて周知してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「救助に必要とされる期間」を定めて延長する方法を運用上可能とするのであれば、本提案における支障事例は解決するものとする。

今後は、①一般基準による期間を基にした画一的な期間延長のみの運用はしないこと、②期間延長の設定方法に関する基本的な考え方及び具体的な判断基準を示した上で、柔軟な期間延長が可能となること等について、早急に文書により通知いただきたい。

また、「延長すべき期間が予測できる場合」や「一定期間以上の延長が必要である場合」に該当しない場合についても、一般基準で定められた期間でなく、自治体の判断で延長する期間を決定できるよう、御検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
災害救助法の救助期間については、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

災害救助事務取扱要領において、「延長すべき期間が予測できる場合」や「一定期間以上の延長が必要である場合」については、一般基準で定められた期間ごとに延長するのではなく、救助に必要とされる期間を定めて延長する方法を明記しており、これに基づき、個々の被災状況などにより弾力的な運用を行っているところ。

引き続き災害救助法等担当者全国会議や発災後の災害救助法説明会などにおいて、柔軟な期間延長が可能であることを周知してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(1) 災害救助法(昭22法118)

救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。

○本市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○県から本市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○本市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性

特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続き負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

高額療養費の所得区分を使用しない受給者、自治体及び保険者の負担を勘案すれば、当該事務の廃止は妥当であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(3)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

206

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

ファミリーホームに委託されている児童が保育所に入所できることの明確化

提案団体

沖縄県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け雇児第50号)を改正し、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを明確化する。併せて、保育所利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いとする。

具体的な支障事例

ファミリーホーム事業は、最大6名の児童を養育する事業であり、児童養護施設のような大人数の中で養育するよりも、より家庭的な環境の中で、愛着形成が必要な時期の養育を行うことができる事業である。本県のファミリーホーム(県内9か所)はどれも児童養護施設のOB等の個人が養育者となっているが、事業創設から10年が経過し、養育者の高齢化が進んでいる。養育者が高齢の場合などでは、1日を通して365日複数の幼児と関わり続けることは非常に負担が大きい。しかし、養育者が負担軽減のために保育所を利用しようとしても、ファミリーホームに委託されている児童の取扱いが明確になっていないことを理由に、「保育の必要性」が認められない事例がある。幼稚園や認定こども園(教育認定)なら利用できることは承知しているが、近隣に幼稚園等がなく保育所しかないファミリーホームがあり、このような支障が生じている。また、将来的な担い手確保のためにも、養育者が利用できる施設は多様であることが望ましい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所の利用が可能となることによって、高齢化が進む養育者の負担を軽減することができる。養育者の負担軽減は、ファミリーホームの担い手確保にも繋がる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則第1条の5、里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日付け雇児第50号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、福島県、川崎市、豊田市、京都市、兵庫県、高知県、長崎県、宮崎県、指宿市

○当県においては、今後、ファミリーホームの設置を推進していこうと考えているが、特に中山間地域を多く抱え、高齢化が進んでいる当県においても、同様の状況が発生し得る。幼稚園と保育園の制度的な違いは理解でき、また家庭での養育も必要であるが、早くから子どもの社会性を育てることも重要である。
○ファミリーホームの養育者は、将来的には高齢化し、常時、幼児と関わるのが負担となることから、負担軽減

のため里親の取扱と同様にファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを明確化させる必要があると考える。

○現在、支障事例の報告は受けていないが、提案団体と同様の事象が起こりうる。

○「具体的な支障事例」記載のような状況下においては、保育所に入所できることが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

保育所等の利用に係る保育の必要性の認定に当たっては、保護者の就労、妊娠、出産、疾病等の個別の事由を考慮することとなっている。この保護者には、ファミリーホームの養育者も含まれると解される場合、ファミリーホームに委託されている児童に係る保育の必要性の認定や当該児童についての保育所等の利用については、各市町村において、個別具体的な案件に基づき、保護者の状況や地域の実情に応じて判断いただくものであり、ファミリーホームに委託されている児童の保育所等への入所が法令上認められていない訳ではない。なお、保育所等へ入所していない場合であっても、ファミリーホームの養育者の負担軽減の観点から、一時預かり事業を利用してファミリーホームに委託されている児童を保育所等に預けることも可能である。また、国としては、ファミリーホームの運営にあたって必要な経費として、ファミリーホームの養育者や補助者の年休代替要員の確保に係る経費も補助することとしていることから、養育補助者とも協力しつつ、養育者の休息等のためにご活用いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所の利用は、各市町村において、個別具体的な案件に基づき、保護者の状況や地域の実情に応じて判断するという事は承知している。

しかし、里親については、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日付け雇児第50号)」で、保育所の利用が可能であることが明確に示されている。全ての子どもを社会全体で育む観点から、ファミリーホーム事業者(小規模住居型児童養育事業者)について、保育所の利用が可能であることを明確化し、市町村がファミリーホーム事業者の保育所利用を認める判断を容易にできるようにする必要があるのではないかと考える。

また、現状でもファミリーホームに措置されている児童の保育所の利用は否定されていないが、保育所に利用枠の空きがある場合においてもファミリーホームに措置されている児童が保育所を利用できていない実態がある。市町村が正しく制度を理解し、適切に判断できるようにするためにも、保育所を利用できること及び利用の際の取扱いを明確にしていきたい。

なお、里親等の養育者のレスパイトケアが課題となるなかで、ファミリーホーム事業者が保育所を利用できることを明確化することは、事業者の負担軽減に繋がることから、保育サービス全般(2号認定等)を利用できるように明確にする必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高知県】

地域によって保育所利用に関する判断にばらつきが出ることを防ぐよう、個別の状況を踏まえた上で、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを通知等で明確化していきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

各府省からの第2次回答

ご提案を踏まえ、ファミリーホームの養育者について保育所の利用が可能であること等を明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日付け雇児第50号)」等について今年度中に改正する。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(i)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第8項)を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平11厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

207

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える等の見直し

提案団体

豊橋市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し

具体的な支障事例

認可外保育施設の保育従事者資格については、認可外保育施設指導監督基準において、概ね3分の1以上は保育士や看護師の資格を有する者と定められている。当市には外国人専用として運営されている認可外保育施設が5施設あるが、そこで保育従事者として働く「海外での幼児教育にかかる資格を取得した者」については、日本における有資格者として認めることができないため、基準を満たすことができない状況が続いている。日本の保育士資格を取得するためには、養成校や通信教育での学科、及び認可施設等での実習などが必要とされているが、多くの認可外保育施設において人員が限られ、保育従事者の実習等による欠員補充が困難なほか、当該施設の多くの保育従事者は日本語が堪能ではなく、専門用語を理解し、短期間で保育士資格を取得することはハードルが高い。

基準を満たすことができなければ、経過措置の終了後に幼児教育・保育の無償化対象施設から除外されることになるが、資格者の部分にのみ問題が有るのであれば、認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える、「海外における教員資格」を日本の保育士資格として認定する制度を構築する、研修等の一定の要件を設けたうえで「自治体の長が認めた者」の配置でも可とする等の対応ができないか。

例えば、教員資格については、都道府県の検定によって日本で相当する免許を取得できる制度があり、また海外において日本の保育士資格を所定の手続きをもってその国の保育士資格として認める制度もある。そして、認可保育施設については、待機児童解消までの間だけだが、幼稚園教諭等、つまりは教員資格取得者を保育士とみなせる特例もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に応じた人材活用

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟市、浜松市、豊田市、指宿市

○当市においても、外国人向けに運営されている認可外保育施設が多数あるが、日本における資格を所持していないため、基準を満たすことができていない。各園の保育従事者は日本語が堪能ではなく、言語のハードルがあり、日本の保育士資格取得は大変難しい。保育従事者の中には、海外の教員免許を所持している者もいるため、有資格者として認められれば、基準を満たす施設が増えることが期待される。

○当市においても外国人専用の認可外保育施設で、日本の保育士の有資格者が少なく、認可外指導監督基準を満たしていない場合がある。一方で、こういった認可外保育施設が外国人の児童の受け皿となり、広く捉えれば待機児童解消に向けた一翼を担っている。なお、海外における資格のいずれを対象とするかについては、国において一元的に示していただくよう要望する。

各府省からの第1次回答

「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」(平成27年8月7日付雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)において、国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって、当該施設を利用する児童の概ね半数以上が外国人であり、外国の保育士資格を保有する者その他外国人である乳児又は幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数だけ配置していること等の要件を満たしている施設については、有資格者が保育従事者の3分の1未満であっても差し支えないこととして、その周知しているところ。まずはこの特例を活用していただくものと考えている。その上で、子ども・子育て支援法附則第18条に検討規定が置かれていることや当該特例の活用状況も踏まえ、必要な検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国家戦略特別区域内の施設にかかる要件に、日本の保育士資格を有する者1名以上の配置が必須であるため、人員の確保が難しく要件を満たすことができず、特例制度の活用ができない状況であることから、今回の提案に至ったところであります。

外国人の保育従事者が日本の保育士資格を取得すること、または日本人の有資格者を配置すること、いずれも言語や文化等の違いにより困難な実情であることから、本提案のとおり、特例制度の見直しを含めて、必要な措置をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

一次回答でお示した「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」(平成27年8月7日付雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「本通知」という。)において求めている要件のうち、提案自治体が緩和を求めている「日本の保育士資格を有する者を1名以上配置していること。」という部分については、利用児童に日本人も含まれていることが想定されること、及び自治体による立入調査の際、例えば提供される保育の内容を確認するにあたっては、認可外保育施設指導監督基準でも求めている保育所保育指針を理解している保育士とのやりとりが必須となること等から、緩和は困難である。本特例については、国家戦略特区制度における位置付けが不明確であったこと等から、それらの点を改善した上で改めて本特例の周知を図ることとしたい。国家戦略特別区域の区域内においては、本特例の活用を進めていただきたいと考えている。

その上で、提案内容については、当該特例の活用状況を把握し、その状況や子ども・子育て支援法の一部を改

正する法律(令和元年法律第7号)附則第18条に検討規定が置かれていることも踏まえ、必要な検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じていきたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況等を踏まえつつ、その在り方について検討し、令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

新制度未移行幼稚園の利用者が月途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減

提案団体

豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。

具体的な支障事例

「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-29」において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。

したがって、月の途中の市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。

「参考」

件数 月5件程度

・事務量(異動前後の市町村でそれぞれ必要)

異動情報の把握 3時間/月

1件の対応時間 2時間(日割り金額の算出・幼稚園との調整・相手方市町村との調整)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民の利便性の向上・事務負担の軽減

根拠法令等

子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

滝沢市、郡山市、須賀川市、川越市、蓮田市、柏市、目黒区、高崎市、浜松市、京都市、西条市、鹿児島市、指宿市

○保護者からの転居の申出遅れにより認定期間に空白を生じるケースや、特に転居元の自治体となった場合に認定取消通知書等の発行が転居後となり相手方の転入手続きに間に合わないケースなどが生じており、月途中の転出入において切れ目なく給付を実施するためには自治体の事務負担が大きいと考える。

○未移行の幼稚園に通園している児童の転園を伴わない転出入において、市区町村で住民異動の把握を遅滞なくしておかないと、市区町村間の請求内容に過誤が生じる可能性があり、事務処理が更に複雑化になる。当市ではシステムで住民異動の情報が抽出出来ないため毎月適宜全件児童の住所異動照会を行っている。この作業が事務負担となっているため、月の初日在籍で月単位の給付費の支給を可能にしたい。

○当市も同様に市町村間の確認作業等に時間を要していることから基準日を設けることにより、事務の負担軽減に資するものとする。

○当市でも同様の事例が出ており、特に年度末の転出入が多く、年度末の事務の煩雑さに加え、広域利用により事務量が増加する。全国統一で毎月1日を基準日とすれば、日割計算する必要もなく、未移行幼稚園及び市町村の事務負担の軽減につながる。

○転出入の事実が把握できるのが事後であることが殆どのため、その都度精算することとなる。その際の日割り計算については内閣府が示すFAQで見解が示されているものの、その運用や開所日に関する考え方については地域毎、市区町村毎に異なっており、その調整に手間取っている。また、複数市から利用者を受け入れている施設ではそれぞれの運用方法に従わねばならず、事務が煩雑となっている。

また、日割り計算となることで、10円未満が切り捨てとなることから、ひと月丸々在籍しているにも関わらず、その月の施設等利用費を満額給付を受けることが出来ない。

【当市の現状】

■転出入(日割り計算)発生件数

例月(5、6、9、10、12、2月):少なくとも、それぞれ5件程度

夏季・冬季休業(7、8、12、1月):それぞれ20件程度

年度末、年度当初(3、4月):40件程度

■1件当たりの処理時間

既存園:2時間程度/新規対象園:最低3時間程度(制度の説明、今後の手続きも含めての対応となるため)

■所要時間

①例月:5件×2時間×6か月=少なくとも60時間程度

②夏季・冬季休業:20件×2時間×2(夏・冬)=少なくとも80時間程度

③年度末、年度当初:40件×2時間=少なくとも80時間

④年間(=①+②+③):少なくとも220時間

○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。

転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の1日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。

○子育てのための施設等利用給付が日単位での認定とされたことにより、年度途中転出入者の施設等利用費の算出のため幼稚園へ開所日数の確認、重複給付をさけるため転出入先自治体との調整業務、日割り金額算出後の検算作業など、事務負担が増大している。園児保護者にとっても認定日の遡及が出来ないため、転出入の届出後、速やかに認定の申請を行う必要があるなど不利益が生じやすい制度となっている。

月単位の認定に改正するなどし、事務の簡素化及び園児保護者の利便性向上を求めたい。当区において日割り計算が必要となる件数 月12件程度

○特に年度末の異動について日割り計算とすると、結果的に対象者への給付の遅れの原因となる。

住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。例えば、1日しか居住していない自治体が30日分の業務・費用を負担することのアンバランスさを踏まえると、単に月の初日を基準にすることは不相当と考えられる。

幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。

ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。

本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、関係自治体間で合意した場合における月割り計算による給付の認容を求めるものであり、日割り計算による給付からの全般的な月割りによる給付への移行を求めるものではないことから、月割り計算の取り扱いについてご検討いただき、お認め願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川越市】

「子育てのための施設等利用給付」については、在園したまま市区町村が変更したとしても、保護者が園に住所異動をしたことを伝えずにいることがある。そのような場合、転出元の自治体で給付費の支払いを行うにあたり、資格を確認すると既に転出していて、そのことを園に伝えたとしても、既に転出してから日が経過していることから、転出先の自治体で遡及しての認定が受けられず、認定空白期間が出来、保護者が支払いをしなくてはならないケースがある。

「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-57」において、卒園児に係る3月の月途中については、認定期間の重複がないよう調整する必要があるものの、転出元自治体でも支給は可能であるとされている。保護者側、園側、自治体側全てにおいて月割りにて処理することにより負担が軽減されることになる。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。

○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとすることが可能か検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

<新制度未移行幼稚園について>

新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、教育・保育給付と同様に、当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱いとして差し支えない旨を「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも10月中には各自治体にお示しする方向での対応を予定している。

<新制度未移行幼稚園以外の施設・事業について>

認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設・事業については、新制度未移行幼稚園とは異なり、①必ずしも毎日利用するとは限らず、地方自治体において利用実態を個別に確認する必要があること、②特に認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の4施設・事業については、制度上、月額3.7万円の上限額の範囲内において、複数サービスの利用が可能となっており、その観点からも個別の利用実態の確認が求められることから、施

設・事業の性質上、また施設等利用給付の制度上、新制度未移行幼稚園と同様に扱うのは困難であると考え

る。
また、本年7月に市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)に、本件についてお諮りした際にも、新制度未移行幼稚園については、月割りの運用も可能であると思うが、施設等利用給付すべてにおいて月割りを可能とすると、かえって調整事務が増大してしまい事務の負担軽減と逆行する形になるとの意見も複数提起されており、現場の声という観点からも慎重な検討が必要であると考え

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(9)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け【FAQ2020年10月30日版】)]

(関係府省:文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

- ①内閣府
- ②厚生労働省
- ③④内閣府
- ⑤⑥⑦厚生労働省
- ⑧法務省

求める措置の具体的内容

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要性や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。

また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。

具体的な支障事例

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。

限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。

また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定等の作業が必要なものみに収斂(しゅうれん)されることによる自治体の負担軽減。

限られた人員や体制を、計画そのものでなく、住民が求める実質的なサービスにシフトすることが出来る。

根拠法令等

<義務>

①都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3)

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)

<努力義務・できる規定>

③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)

④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

⑧地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、高崎市、千葉市、三鷹市、川崎市、加賀市、長野県、知多市、鳥取県、防府市、宮崎市、指宿市

○自治体で計画の内容、必要性を判断できるようになると事務負担の軽減が図られる。また、例えばマイナンバーカード交付円滑化計画の月次報告など、国への報告頻度が著しく過剰なものもあり、報告頻度の見直しも強く求められる。

○関係法律等により、計画策定が義務付けられているものが多く、計画の策定後においても、指針見直し等による改訂作業、進捗管理等が、自治体にとって大きな負担となっている。

計画策定が補助金を受けるための前提となっているのみならず、努力義務・できる規定となっている計画についても、各自治体の計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

当市においても、令和2年度に14件のパブリックコメントを実施する予定で、アンケートやワークショップ等も増加し続けており、市民参画手続制度の簡素化、選択化も必要である。

限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、制度変化への対応も困難を極める中、計画策定や工程管理という作業に多くの時間を費やすことにより、業務本来の目的を見失うことのないよう、各自治体の現状を踏まえた判断を可能とするよう求めるもの。

○現在、全国知事会の地方分権改革推進特別委員会の下に設けられている「地方分権改革の推進に向けた研究会」において同様の議論がなされており、当該研究会の第2回会議における「資料1(P19~P22)」の中で、地方に対する各種計画策定規定が増えていることが示されている(下記 URL 参照)。

http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/research/chihou_bunken_kaikaku_suishin_kenkyuu_kai/1582611970871.html

これらは、法令上努力義務規定・任意規定であっても、財政措置の要件となっているなど、事実上策定せざるを得ないものも多く、人的リソースの乏しい地方公共団体(特に小規模な市町村)にとっては対応が困難な場合がある。

地方自治体が既に策定している各種計画に、関係法令が規定する計画の趣旨にかなう記載があれば、新たな策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すべきである。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線でこうした施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

都道府県基本計画については、既に全都道府県において策定済みであり、その内容については、適切な時期に見直しをいただき、DV防止法に基づく施策を進めていただくことが必要である。

なお、国においては、都道府県における策定が円滑になるよう、DV防止法に基づき、その策定指針となる基本方針を、策定している。

③「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく都道府県子ども・若者計画の策定については、国と地方公共団体が連携の下、全体として子供・若者の健やかな育成を図るため、国の子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、同計画を定めることとされている一方で、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきとの地方分権の趣旨から、努力義務とされているものである。

また、都道府県子ども・若者計画等が財政措置の要件になっていることは承知していないが、既に同計画を策定済みの都道府県においては、その内容について、子ども・若者育成支援推進法に基づく同大綱を勘案しながら、適切な時期に見直しをいただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。

なお、同計画について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えない旨の運用をしているところ。

④「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)に基づく都道府県基本計画については、平成25年の法案策定の際に、議員立法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うため、子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月閣議決定)

を勧告し、都道府県子供の貧困対策計画を策定するよう、努力義務として盛り込まれたものであると承知している。

また、同法律の改正法の公布時(令和元年6月19日)に各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨の事務連絡を発出している。

【法務省】

⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられているところ、地方公共団体における計画の策定は、努力義務(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)とされており、財政措置の要件等とされているものではない。

また、計画策定の時期や手続についても、策定した計画を遅滞なく公表する努力義務を定めているのみであり、地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。

【厚生労働省】

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)について

障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に作成することができることとされているところであるが、このうち、例えば障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、国の施策として、地域におけるサービス提供の整備状況等に大きな格差が生じ、障害者が必ずしも自らの選択によるサービスの提供が受けられないという問題等が生じないようにし、どの地域においても必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に、策定を義務付けているもの。仮に努力義務とした場合、前述の目的を達成できなくなる可能性があるため、努力義務化することは困難。

他方、計画の記載事項の一部、例えば障害福祉サービス等の必要な見込量の確保方策といった具体的な手法等については、努力義務として柔軟性を持たせることで、各自治体の実情に応じた対応をとれるよう配慮した内容となっている。

なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)において、障害福祉計画のうち、障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところであり、本提案はこれまで示されていた方針と矛盾することになってしまう。

以上のことから、策定が義務付けられている障害児福祉計画について、努力義務とすることは困難である。

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画の策定については、「できる規定」であって策定は任意化されており、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。加えて、行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないこととしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。

以上については、「行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について」(厚生労働省子ども家庭局長通知 子発1210第4号令和元年12月10日)をはじめ、昨年度も含め既に繰り返し通知で明記して周知しているところであり、再度の周知は不要であると考えている。

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが重要である。このため、国としては各都道府県等のニーズに則した自立促進計画の策定にご尽力いただきたいと考えており、法律上策定が努力義務になっていることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)

(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

平成28年改正児童福祉法において、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記する抜本的な改正が行われた。この家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にする必要があることから、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定をいただきたい旨を通知しているところである。国としては、各地域の実情は踏まえつつも、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育推進計画の策定が子ども家庭局長の通知に基づくものであることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①DV対策基本計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、法定義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を努力義務とする規定の見直しを求める。その上で、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

②障害児福祉計画への回答に対して、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。たとえば、関係者の協議会において一定項目についての福祉サービスの需給見込みを記した文書を承認すればよい、と定めるなど。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。

行政需要を見込むための計画には、ほかに子ども子育て支援法第62条の「子ども・子育て支援事業支援計画」などがあり、今後もこの種の行政需要を見込むための計画が一方的に増えることがないように願いたい。

③子ども若者計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、子ども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、これに膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。

④子どもの貧困対策計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、子ども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える

⑤都道府県行動計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、子ども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。

また、5年を一期とする計画期間についても、柔軟な対応が可能であることを明確にされたい。

⑥自立促進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている法定努力義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。②の計画同様、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

⑦社会的養育推進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での

の検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている行政計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を増やさない方策を求める。例えば、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

⑧再犯防止推進計画への回答に対して、本計画は、特別な財政措置もなく計画策定の努力義務を課すもので、財政措置の前提として計画策定を求めるものより実質的な負担は大きい。自治体の自主的な判断を妨げないとしても、法務省、保護司団体、議員等から継続的に様々な働き掛けがあつて、実質的に義務になっている。計画に盛り込むべき政策は、就労・住居支援、薬物依存対策、高齢者・障害者支援、青少年健全育成など、すでに行政計画を策定して推進している政策であり、対象者である「犯罪をした者等」を判別や区別できない状況では、行政計画は屋上屋の感が否めない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づく都道府県基本計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化もしくは努力義務化するべきである。

また、「できる」規定及び努力義務規定のものも含め、計画の策定の義務付けについては、地方の自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるよう見直しを行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画の策定等に係る努力義務規定や「できる規定」は、法的に各地方公共団体に計画の策定等を義務付けるものではなく、各地方公共団体の判断に委ねられているものと解すべきではないか。

○地方公共団体は関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じており、計画の策定に関する規定は不要ではないか。

○計画の策定に係る規定を存置する場合でも、各地方公共団体の総合計画をはじめとする既存の計画や会議の集約結果等を法律等に基づく計画とみなすことを可能にするなど、計画策定に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討すべきではないか。また、特に市町村における計画策定については一層の配慮が必要ではないか。

○計画の改定等のタイミングや計画の期間については、各地方公共団体の判断に委ねられていることを改めて明確に示すべきではないか。

○複数の法定計画を地方公共団体において一体的に策定することも許容されているとのことだが、地方公共団体は、策定等に当たり各法律等の内容に配慮する必要があるとともに、各大綱等の改定に伴い計画の改定を求められるという実態がある。国において、法定計画の統合、大綱等の改定時期の統一など、地方公共団体の事務負担を軽減するための見直しが必要ではないか(③、④、⑤、⑥に基づく計画)。

○第3次勧告に照らして適当でない公表の義務付けについては見直すべきではないか(①、③、④に基づく計画)。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線で施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

基本計画策定の趣旨は、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の施策を地域の実情を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策は、一般的な広報啓発等から、個別のケースに対応して行われる一時保護等、広範多岐にわたるものであり、また、こうした

施策を総合的に実施していくためには、施策の基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に連関させることが重要であることから、計画を策定し、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。

また、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)においても、DV防止法に基づく都道府県計画の策定に関しては、「国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」に該当するものとされており、義務付けの存置を許容するものと整理されているが、現在もその状況は変わらない。

一方で、DV防止法に基づく計画については、他の計画との統合は可能(既に多くの都道府県で実施済み)であり、計画期間(有無を含め)や計画改訂等の時期は、都道府県の裁量に委ねられている。このことについては、地方公共団体に対し、適切に周知を行うこととしたい。また、どの範囲までを計画という形式で定めるかも各都道府県による一定の裁量が認められていることから、計画策定の事務負担軽減については、都道府県による工夫が可能であると考えている。

基本計画の策定・変更の場合には、遅滞なく、広く住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民全体が当該地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に確認することができるようになり、それぞれの立場で、配偶者暴力の防止や被害者に対する保護・支援を適切に講ずることが可能になることから、公表の義務付けは重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)

法第4条においては、地方公共団体がその区域内における子供・若者の状況に応じて施策を策定し、実施する責務を有することを規定していることから、法第9条は、地方公共団体における計画の策定についての規定を設けているものである。一方、地域における子供・若者育成支援施策の推進に当たっては、地方分権の趣旨から、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、法に基づく都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断のもとで進められるべきものである。

計画の策定・改定に当たっては、そのタイミングや計画の期間について、それぞれの地域の実情に応じて各地方公共団体が決定可能であり、また、各地方公共団体の総合計画を始めとする既存の計画等についても子供・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案したものであれば、法律等に基づく計画とみなすことも可能である。このことについては、これまで各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨回答してきており、今後も適切に回答してまいりたい。それに加え、今後都道府県との連絡会議等での周知などを検討していきたい。そのうえで、計画の策定・改定等に当たっては、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案しながら、当該自治体の判断の下で、適切な時期に行っていただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。

公表の義務付けについては、法第10条に規定された「子ども・若者の育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資する」ためにも、住民を始めとした外部の方々計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子供・若者育成支援に取り組む様々な方々の意見等の主張の契機及び機会の担保の観点からも重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」は議員立法により制定されたものであり、法第4条において、地方公共団体は、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に係る施策を策定・実施する責務を有することを規定し、同法第9条において、都道府県及び市町村は、同法に基づく大綱を勘案して計画を定めるよう努めることとされている。一方、地域における子どもの貧困対策の推進に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断の下で進められるべきものである。

計画策定に係る地方公共団体の事務負担の軽減方策については、既に同法の議員立法による改正法の公布時(令和元年6月19日)に、各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨を事務連絡により示している。さらに、平成28年度から地方公共団体が計画を策定・見直しする際の事務費や実態調査に要する費用について交付金による財政支援を行っているほか、地方公共団体が実態調査を行う場合の参考となるよう、本年3月、実態調査の共通調査項目案を作成・公表している。これらの事務負担の軽減方策については、これまでも機会を捉えて地方公共団体に対して周知してきており、今後も引き続き情報提供を行ってまいりたい。

計画策定のタイミングや期間については法定されておらず、地域の実情に応じて地方公共団体が決定可能であ

る。前述のとおり、計画については、大綱を勧案して、他の法定計画と一体のものとして策定することが可能であり、地方公共団体の判断により、他の法定計画の策定・改定のタイミングに合わせて同計画を策定していただくことも可能である。このことについては、地方公共団体への説明の場等での周知や、地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合にその旨を説明してまいりたい。

計画の公表の義務付けについては、子どもの貧困の実態が見えにくく捉えづらいため支援が届きにくいことを踏まえ、住民を始めとした外部の方々が計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子どもの貧困支援に取り組む様々な方々の意見等の主張の契機及び機会の担保の観点からも重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

【法務省】

⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられていることから、法務省においては、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の配布、再犯防止施策の動向や他の地方公共団体における取組状況等に関する情報提供など、地方再犯防止推進計画の策定を検討中の地方公共団体に対する支援を行っているところ、これらは、地方公共団体による計画策定の検討に資する材料を提供することなどを目的とするものであり、計画策定の要否に関する地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。

また、地方再犯防止推進計画を他の計画と一体的に策定することは可能であり、現にそうした実例も複数存在し、法務省から地方公共団体に送付した「地方再犯防止推進計画策定の手引き」においてもその旨明示しているところである。

法務省としては、地方公共団体がその自主性及び自立性が十分発揮できるよう努めてきたところではあるが、御指摘を踏まえ、改めて、計画の策定等に係る規定は努力義務規定であって地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではないこと及び他の計画と一体的に策定することが可能であることについて、地方公共団体に周知するとともに、引き続き、再犯防止の取組を進めるに当たって必要な情報の提供など、地方公共団体のニーズを踏まえた支援を行ってまいりたい。

【厚生労働省】

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第 33 条の 22)について

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会でも申し上げたとおり、障害児福祉計画は、各地域において、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものであり、

- ・障害者総合支援法の基本理念を達成するため、どの地域においても必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するために必要な見込み量を設定するもの
 - ・障害福祉サービス等の必要な見込み量を定め、必要量を超えて指定の申請が出てきたときには、都道府県は指定を拒否することができる、いわゆる総量規制の制度の根拠となるもの
- となっていることから、引き続き計画として作成する必要がある。

また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成 21 年 10 月 7 日)において、障害福祉計画の策定及び障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところ。

ただし、その作成方法については事務負担等を考慮し効率的な方法をとることは差し支えない。

計画を作成するに当たっては、

- ・国の定める指針において、地域の実情に即した実効性のある内容とする観点から、幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会を意見集約の場として設置することが考えられること
- ・障害者総合支援法第 89 条第 7 項及び児童福祉法第 33 条の 22 第 6 項において、障害者等への支援の体制の整備を図る観点から、関係機関等により構成される協議会を設置している場合、当該協議会の意見を聴くよう努めること
- ・障害者総合支援法第 89 条第 8 項及び児童福祉法第 33 条の 22 第 7 項において、当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議等することとされている障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かなければならないこととされているところ。

この点、提案団体の見解において「関係者の協議会」の活用について触れているが、障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関を「関係者の協議会」としていただくことにより、効率化を行うことが可能である。

具体的には、国の定める基本指針において、障害福祉計画等作成委員会として障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関を活用できる旨を記載しており、これにより「関係者の協議会」＝「障害福祉計画等作成委員会」＝「前述の障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関」とすることが可能となっており、事務負担の軽減が可能となっている。

また、現時点でも既に、障害児福祉計画に盛り込む事項について、記載が努力義務となっている事項(例えば、必要な障害福祉サービス等の見込み量の確保方策)があり、その事項については各自治体の実情に応じて記

載するか判断できるため、事務負担を軽減する余地があるところ。

なお、パブリックコメントの有無については、行政手続法の趣旨に基づき各地方公共団体において条例において定めているものであること、議会説明及び県庁内の幹部会議への説明については各地方公共団体毎の意思決定の方法の問題であることから、それぞれ提案団体内において、負担軽減のための取組について検討を行っていただきたい。

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

一次回答でもお答えしたとおり、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画(以下「行動計画」という。)の策定については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)(以下「支援法」という。)の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種の子育て支援事業は同法に引き継がれたことから、「できる規定」になり策定は任意化されている。また、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)と一体のものとして策定して差し支えない、また計画の策定手続きについても、一体的に処理して差し支えないとしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。行動計画策定指針において、行動計画と事業計画との一体策定を明示しているのは、前者が次世代育成支援対策のために策定するものであること、後者が次世代育成支援対策の中核となる保育サービス等の推進のために策定するものであること、という両者の目的の類似性に着目しており、両者を一体的なものとするれば計画期間の問題も生じないため、国としては行動計画と事業計画の一体策定を推奨している。

なお、行動計画の期間が5年となっていることについては、ご提案も踏まえ、柔軟な取扱いが可能である旨、周知を行うこととしたい。

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

第1次回答でお答えした通り、ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが望まれている。もとより当該規定を法律に盛り込んだ平成14年の法改正当時から、法律上、自立支援計画の策定は任意としており、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、地域のニーズに対応したひとり親家庭等への支援施策を着実に実施していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、自立促進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。

なお、自立支援計画についてはもとより他の内容が近接する計画と一体のものとして策定して差し支えないものであるが、この旨を改めて明確化し都道府県等に周知するなど、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)

(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

第1次回答でお答えした通り、平成28年改正児童福祉法において明記された子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にすることが望まれている。もとより局長通知に基づき技術的助言として都道府県等に社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであり、法令上社会的養育推進計画の策定を義務付ける根拠はなく、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育を着実に推進していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、社会的養育推進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。

なお、計画の策定に当たっては、計画の策定要領を示しているほか、都道府県等に対し計画の策定に当たっての課題等に関するヒアリングを実施するなどして、国として支援策を講じてきているところ。今後とも、都道府県等における社会的養育の推進を計画的に進められるよう国として都道府県等における取組を支援していくとともに、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定) 記載内容

5【内閣府】

(6)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)

基本計画(2条の3第1項及び同条第3項)については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等

における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(8) 子ども・若者育成支援推進法(平 21 法 71)

子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。

・子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

・令和2年度中を目途に策定することとしている子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(12) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平 25 法 64)

子どもの貧困対策についての計画(9条1項及び同条2項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。

5【法務省】

(7) 再犯の防止等の推進に関する法律(平 28 法 104)

地方再犯防止推進計画(8条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であること等を明確化するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」(令元法務省)を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

5【厚生労働省】

(5) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(iii) 障害児福祉計画(33条の20第1項及び33条の22第1項)については、計画に定めるように努めるものとされている事項(33条の20第3項及び33条の22第3項)を記載するか否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体において障害者基本法(昭 45 法 84)36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができることを、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平 29 厚生労働省告示 116)の改正時に改めて通知する。

(26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭 39 法 129)

(ii) 自立促進計画(12条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下この事項において「都道府県等」という。)がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。

(31) 次世代育成支援対策推進法(平 15 法 120)

(i) 行動計画(8条1項及び9条1項)については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(46) 社会的養育推進計画の策定に関する事務

社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「都道府県等」という。)の判断により策定されるものであることを、都道府県等に令和2年度中に通知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。

受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。

受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。

【支障事例】

マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。

上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。

結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。

そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。

高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 58 条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県

○高等学校の事務担当者は短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。

○当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができる。

○当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、保護者や市町村に確認を要する等業務に支障をきたしている。

「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減化できる。

○当県においても、平成 31 年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。

○当課においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。

このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。

今後は、申請者及び行政の負担軽減のため、早期に生活保護関係情報を取得できるよう対応をお願いしたい。

また、本県においても、受益者（申請者）が制度改正による効果（負担軽減）を得られるように国と協力していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務において、マイナンバー制度による情報連携で「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、法改正に向け、関係省庁、支給権者である都道府県等と速やかに調整を進めていきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(i) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）による高等学校等就学支援金の支給に関する事務（別表2の113）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。

（関係府省：総務省、文部科学省及び厚生労働省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

251

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当等における認定、支給及び支払い方法の遡及

提案団体

由布市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

児童手当や特例給付(以下、児童手当等)において、認定請求の時期にかかわらず、事実発生日の翌月から支給対象とするなど、不支給期間が発生しないよう遡及方法について見直しを求める。

具体的な支障事例

児童手当等は、児童手当法第8条第2項の定めにより、認定の請求をした日の属する月の翌月から支給されている。市町村の開庁時間外に出生届を提出された際に十分な制度周知がなされず、認定請求が遅れたことにより、不支給期間が発生した。

<事例2>

公務員の児童手当等は、児童手当法第17条の定めにより、各所属長の認定を受けることとなっている。公務員になり一般受給資格者としての受給事由が消滅したとき、又は、公務員でなくなり一般受給資格者として、認定請求する時には手続きを要するが、住所地の市町村長に対する手続きを失念する事例が後を絶たない。市町村においても出生・死亡・転居の場合と異なり、手続きの周知・説明が困難な場合が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不支給期間が発生しなくなることで苦情トラブルの抑制に繋がるとともに、児童手当の本来の目的である家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することにも合致する。

根拠法令等

児童手当法第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、釜石市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、座間市、加賀市、福井市、豊橋市、豊田市、西尾市、犬山市、茨木市、神戸市、徳島市、高知県、久留米市、大村市、熊本市、大分市、竹田市、宮崎市、指宿市

○申請漏れにより、子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となるケースがあった。事実発生日の翌月からの支給とすることで、申請漏れにより、今回のような経済支援を受けられなくなってしまう世帯は少なくなると考える。

○父が受給者で単身赴任している場合、別居監護申立書により、他市町村に住民登録している母子について監護している事実を確認し、児童手当を支給するケースがある。新たに子が出生し、母と同一住所地に住民登録

を選択し、その市町村から十分な説明等がなされなかった場合、支給担当市町村では申し出がない限り出生確認ができないことから手続きの案内もできない。受給者による認定請求手続きの遅れが、受給可能額の減額につながることから、苦情トラブルとなることがある。

○当市においても開庁時間外に出生届を提出した場合や、支所で転入手続きをした場合で、児童手当の認定請求が遅れ、不支給期間が発生した事例がある。

○支障事例：提案されている自治体と同様の支障事例は存在する。

○公務員から一般受給者となったが、認定請求を失念し、1～2年後に申請を行い、「当時の所属庁から案内がなかった。子どもの手当なのにどうして遡及認定されないのか」等のトラブル事例が散見する。

○養育する子に係る児童手当を受給するのは当然であり、手続きが遅れたことにより受給権が消滅することは、子の利益を逸するものであることから、一定の期間の設定は必要だが遡及を認めるべきと考える。

○親子健康手帳の交付時、出生届時等、様々な機会をとらえて制度の周知を行っているが、当市においても事例1と同様の事例が発生している。また、公務員についても、年度末に所属長に対して、出向・新規採用時の手続きについて注意喚起する通知をしているが、例年、事例2の事象が発生している。児童手当の趣旨を鑑みて、不支給期間が発生しない仕組みが必要である。

○当市においても同様の事例があり、主管課としては、出生等の届出を担当する課と連携しながら対応しているものの、周知が行き届かない場合がある。また、申請者本人の認識が不足していることを理由に不支給期間が発生することも、児童手当の本来目的ともズレが生じているように思われる。事実発生日により、認定が確実なケースもあることから、遡及方法を見直すことにより、苦情トラブルの抑制のほか、市民の利便性の向上にも寄与するものとする。

○＜事例1＞児童が施設を退所したあと、市役所で申請をしないと児童手当を受給できないことを児童相談所から何も説明がなく、申請が遅れた。＜事例2＞離婚協議中等で受給者切り替えが必要になったため、非監護の受給事由消滅届を提出。その後、夫婦間で連絡がうまく取れず、配偶者の申請が遅れた。

○当市においても、市町村の開庁時間外に出生届を提出された際や、里帰り出産等の際に十分な制度周知がなされず、認定請求が遅れたことにより、不支給期間が発生するケースが毎年発生している。また、公務員になった、又は公務員でなくなった事例においても、市町村に認定請求を失念しているケースが多数発生している。以上から、児童手当等における認定、支給及び支払い方法の遡及について、制度改正等の検討が要すると考える。

○同月内に受給者が転出、再転入する場合、受給者から消滅届の提出等があれば事前に再申請が必要であると案内できるが、この届出がない場合があり、再転入後の申請漏れが生じたケースがある。また、支所で出生届受理に案内漏れする事例により、申請が遅れることがあった。

○当市でも同様の事例が発生しており、市民に理解を求めるときに苦慮している。市民の不利益にならないよう、不支給期間の発生を防ぐために、認定請求の遡及方法見直しを求める。

○当市においても同様に、外郭団体への異動、外郭団体からの異動などの際に、手続きの周知・説明が十分にできていない場合が見受けられ、不支給期間が発生するなどしている。

各府省からの第1次回答

児童手当の支給は、児童手当法第8条第2項の規定において、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始められることとなっている。

同条第3項により、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合においては、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内に請求をすれば、住所を変更した日又はやむを得ない理由により認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から児童手当を支給することとしている。

なお、災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかった事が客観的に見て容認できる場合を想定している。

また、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」を踏まえ、児童手当に係る事務の取扱いにあたっては、受給資格者等の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門等との連携に努めていただくこととしており、受給資格者が変更となる場合には、当該事実の把握に努め、請求者等に対する周知に努めることとしている。さらに、特に公務員については退職・出向時等に申請漏れ等が発生する可能性が高いことから、毎年度末に事務連絡で注意喚起を行うとともに、周知用の文書例を示しているところ（令和2年3月24日付け事務連絡等）。

これにより、市町村及び公務員の所属庁においては、受給者等へ適切に周知を行っていただくものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童手当法第8条第3項において、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合の救済規定が設けられていますが、当該規定を活用してもなお、手当を支給することができない期間が発生することもあり、現に住民との苦情トラブルに繋がっています。受給資格者の利便の向上を図るため、住民基本台帳を有する課との庁内連携を図り、認定の請求漏れがないように努めていますが、住民票異動の前後の自治体との連携は限界があり、認定の請求漏れを完全になくすことは非常に困難です。「子どものための手当」は本来、子どもの健やかな成長を支援するためのものであり、継続的に支給されるべきものであると考えます。例えば、支給開始日を請求月の翌月からでなく住民票異動の確定した日などにすることができれば、支給できない期間が発生することはなく、次代の社会を担う子どものために資するものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】

受給権者の責に帰すべきでない事由がある場合は、遡及して認定することを検討すべきと考える。

〈具体的な支障事例〉

児童手当受給者である父が単身で県外へ転出。通常であれば転出先自治体で児童手当受給の手続きが行われるが、父は離婚前提別居で転出し「子どもを養育しないので児童手当は不要」と申し出たため、児童手当の手続きはなされなかった。

新たに受給権者となった母は、父からも転出先自治体からも児童手当のことは知らされず、手続きをすることができなかったため、数か月不支給となった。

【神戸市】

受給者等への制度・届出等の周知を行うことはもちろんであるが、それでもなお、現行制度では、児童を監護している事実があるにも関わらず、不支給期間が発生してしまう。

例えば、当市でも会計年度任用職員の雇用を行っているが、継続して12か月を超えて勤務した場合は共済組合への加入することができ、公務員として児童手当を受給できることとなるが、そのことについて周知はしているものの漏れが発生する可能性は今後考えられる。

そのため、請求日ではなく事由発生日に遡及して支給できることになれば、より児童手当の趣旨に寄与できると考える。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

—

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、市町村及び公務員の所属庁においては、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」等を踏まえ、受給者等へ適切に周知を行っていただくものとする。

また、児童手当法第8条第3項に規定する「住所を変更した日」は、住民基本台帳法上の転出の予定年月日とする取扱いとしており、これは大多数の場合において、転出の予定年月日またはこれに近い前後の日に転出（入）するものと考えられること、住民基本台帳の事務処理としては転出の予定年月日をもって住民票が消除されること等に基づき、転出の予定年月日から15日以内に認定請求を行なうことができるのが通例であると考えられるとともに、実態上の転入年月日については、届出をした者の申し立てに基づくものであり、その確認は市町村の事務として容易ではないと判断したことによるものである。

なお、認定の請求漏れ等を防止するために、都道府県に対して毎年度制度周知用のリーフレットひな形を送付しており、また、今般「公務員の異動、退職等に伴い児童手当の申請等が必要となる場合における周知徹底のお願いについて」（令和2年9月9日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）により改めて注意喚起を行ったところである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

256

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。

具体的な支障事例

現行では、幼児教育・保育の無償化に係る FAQ4-11 において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません」とされ、遡及認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16 においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないように、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で 20 件程度発生している。そのため、教育保育給付認定の FAQ-419 のとおり「当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用者の利便性向上に資する。

根拠法令等

子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」（令和元年9月13日）第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滝沢市、郡山市、前橋市、高崎市、館林市、蓮田市、千葉市、柏市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、香芝市、西条市、宮崎市、鹿児島市、指宿市

○同様の事例は月 20 件程度発生している。新2号を取得している新制度未移行幼稚園の利用者については、預かり保育や認可外保育施設の利用についても把握する必要がある。
○転園を伴わない転入の場合は日割り計算により事務が煩雑になっており、月割りの取り扱いを認めていただきたいと考える。
○住所変更は転入後 14 日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を

受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向け FAQ では市町村間での調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の 1 日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。
幼児教育・保育の無償化は昨年 10 月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の 12 自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。
ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。
本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項について、どの様にお考えなのか具体的にお示し頂き、通知の発出も早急をお願いしたい。
住民票部局との連携については、各自自治体の意見も踏まえながら早急にご検討いただき、通知の発出をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。
○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとすることが可能か検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項については、「幼児教育・保育の無償化に関する FAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも 10 月中には各自自治体にお示しする方向で検討している。その考え方については現在、検討中であるが、例えば、施設等利用給付認定を取消す場合である、子ども・子育て支援法第 30 条の 9 第 1 項第 2 号の「当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき」を、転出届が提出された日ではなく、転入先市町村に転入届が提出された日とし、転出元自治体は転入先自治体に転入届提出日を確認し、提出日に合わせて転出元自治体における認定の取消しを行うことなどを例示するといったことが考えられる。
住民票部局との連携に関する事務連絡については、市町村実務を検討する会議でいただいたご意見も踏まえながら、なるべく早期に、10 月中をめどに各自自治体に発出する方向での対応を予定している。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(9)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け【FAQ2020年10月30日版】)]

(関係府省:文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付金が一本に統一されることで事務負担が大幅に軽減され、行政の効率化に資する。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、旭川市、八戸市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、高崎市、千葉市、八王子市、神奈川県、川崎市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、犬山市、稲沢市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、神戸市、西宮市、香芝市、徳島県、西条市、長崎市、鹿児島市、指宿市、沖縄県

○当市の特定・教育保育施設97施設のうち68施設が認定こども園であり、近年はほとんどの施設整備で事業費の複雑な按分計算や各種書類の二重作成が必要となっている。これらの事務負担は、市から国(県)への申請事務に加え、事業者から市への申請事務においても同様であることから、一本化による負担軽減効果は大きい。

○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。

○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。

特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府

等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。

○当市における施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。

○当市においても幼保連携型認定こども園が立地しており、各施設の機能部分において申請を分けることは相当の事務負担が発生することが懸念される。

○当市では、事前協議の際は県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。

○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金と厚生労働省と文部科学省に重複した内容の多い申請書類を提出する必要があり、また、それぞれに厚労省分(保育所分)と文科省分(幼稚園分)の事業費を按分し経費を算出することから、事務処理に負担が生じている。

○当市においても、幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。

○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。

○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがあるため、事務負担が大きくなっている。

2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。

○県内の事例でも同様の不便がある。

○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の方、2力年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。

○1つの事業に対して、同一の協議を2ヶ所へ行うことは、負担が大きく、交付金の一本化を求める。

○ 幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化に資する。本提案は、新制度開始時より多数の自治体が求めているものであり、早急に改善を図られたい。

○認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られることから制度改正が必要である。

○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。

認定子ども園に係る施設整備の事務手続においては、
・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底
・協議様式の統一化
・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化
等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。
今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定子ども園に対する交付金を一本化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【西宮市】

左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。

【八王子市】

現在の補助金は、認定子ども園を新設する場合には、補助対象経費を幼保で按分した割合により補助金が交付されるものの、既存の認定子ども園で教育部分と保育部分の施設整備区分が異なる場合には、按分により一方の補助金額が正しく計上されないケースがあり、制度上の不備を抱えている。このため、適正な補助金額が交付されるように制度の見直しを求める。

なお、按分方法についても示されているが、内容が煩雑で分かりづらく、事業者の理解が得難い補助金制度となっている。

とりわけ幼保連携型認定子ども園については、本来、教育と保育を一体となって実施する施設であるにもかかわらず、補助対象経費を幼保で分断して算出することは、施設の性格を考慮しても妥当な仕組みであるとはいえない。よって、改めて幼保連携型認定子ども園の施設整備事業に対する交付金の一本化を求めるものである。

【高崎市】

事前募集や内示時期の統一化、協議様式の統一化によって多少の負担軽減は図られたが、統一様式でも2つの協議書類を作成しなければならず、未だ多大な事務負担が残っている。

また、交付申請や実績報告様式は統一されておらず、依頼の時期も異なるため、事前協議以上に負担を感じている。

厚労省と文科省の双方に協議を行うこと自体が、一連の事務を煩雑にしている根本的な原因であることをご理解いただき、解決に努めていただきたい。

【茨木市】

更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。

【大阪府】

回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえるが、支障事例（両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など）に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。

申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

幼保連携認定子ども園の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の点で大幅な見直しが必要であるなど、課題があるものとする。

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

- ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底

- ・協議様式の統一化

- ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化

等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。

今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(4)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。

[措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]

また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:文部科学省、厚生労働省)